

目 次

◇学 則	5
修成建設専門学校学則.....	5
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 建築学科 教育課程.....	12
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 建築デジタルデザイン学科 教育課程.....	14
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 空間デザイン学科 教育課程	16
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 建築施工学科 教育課程.....	18
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 土木工学科 教育課程	20
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 建設エンジニア学科 教育課程.....	22
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) ガーデンデザイン学科 教育課程.....	24
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 専科 2 級建築士科 教育課程	26
別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 専科 1 級建築士科 教育課程	26
別表 1 工業専門課程 第 2 本科(夜) 建築学科 教育課程.....	28
別表 2 入学金・入学選考料.....	30
別表 3 授業料等	31
学則施行細則 I	37
第 1 章 総則	37
第 2 章 入学	37
第 3 章 試験	39
第 4 章 学業成績評価.....	40
第 5 章 出欠席.....	41
第 6 章 進級・卒業	42
第 7 章 留年（原級生・科目受講生）・在籍年限	43
第 8 章 休学・復学・退学.....	43
第 9 章 転本科・転学科	44
第 10 章 手数料	45
第 11 章 願書・届書.....	46
第 12 章 学生自治会.....	46
学則施行細則 II	47
◇学則施行細則関連規定等	52
学生規程	52
表彰規程	55
懲戒規程	57
修成建設専門学校再入学に関する規程.....	59
校納金規程.....	61
校納金表.....	61
建設業界サポート&キャリアプログラム規程.....	66
学生奨励奨学金規程	69
修成建設専門学校緊急奨学金規程	72
特待生制度規程	75
修成建設専門学校資格取得奨励金制度規程.....	77

聴講規程	80
施設・設備・備品利用規程	82
図書閲覧規定	84
別科規程	85
自己点検自己評価に関する規程	90
◇外部組織会則	92
修成建設専門学校後援会会則	92
修成学園修友会会則	96
修 友 会 細 則	100
◇概要	102
1. 沿 革	102
2. 校歌	104

◇学 則

修成建設専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は工業専門課程を設置し、建設技術に関する知識及び技術を教育し、建設工業を通じ社会の進歩向上に寄与する能力を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は修成建設専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は大阪府大阪市西淀川区大和田5丁目19番30号に設置する。

(自己点検・評価等)

第4条 本校はその教育水準の一層の向上を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、学校関係者評価委員会からの評価報告書を受け、その結果を公表する。

2. 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 課程および学科・修業年限並びに休日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程および学科・修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程別	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業 専門課程	第1本科 (昼)	建築学科	2年	150名	300名
		建築デジタルデザイン学科	2年	30名	60名
		空間デザイン学科	2年	60名	120名
		建築施工学科	2年	30名	60名
		土木工学科	2年	30名	60名
		建設エンジニア学科	2年	20名	40名
		ガーデンデザイン学科	2年	20名	40名
		専科 2級建築士科	1年	80名	80名
		専科 1級建築士科	1年	40名	40名
	第2本科 (夜)	建築・デザイン学科	2年	60名	120名

注) 第1本科(昼) 建設エンジニア学科は、2025年度(令和7年度)から募集を停止する。

(学 期)

第6条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 開校記念日 10月11日
- (4) 夏季休業・冬季休業・春季休業

区分 \ 昼夜別	第1本科(昼)	第2本科(夜)
夏季休業	8月8日～9月14日	8月8日～9月14日
冬季休業	12月23日～1月7日	12月26日～1月7日
春季休業	3月26日～4月8日	3月26日～4月8日

ただし、曜日の都合により多少前後することがある。

第3章 教育課程・授業時数および教員組織

(教育課程)

第8条 本校の授業時数は1年800時間以上とし、教育課程は別表1のとおりとする。

(授業時間)

第9条 本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

昼夜別	曜 日	月 ～ 金	土
	日		
第1本科（昼）		9時00分～16時10分	(休業)
第2本科（夜）		18時20分～21時30分	随時開講

2. 但し、第8条教育課程別表1の全科共通基礎専門科目は16時30分～18時00分で実施する。
3. 第2本科（夜）は土曜日に集中講義を設けることがある。

(教職員)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
 - (2) 教 員 65名以上
 - (3) 事務職員 10名以上
 - (4) 学 校 医 1名
2. 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学・休学・退学・卒業および賞罰

(入 学)

第11条 本校に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校もしくは高等学校と同等の中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (5) その他本校において、個別の入学資格審査に合格し、18歳に達した者

ただし、次の学科は下記に定める

- (6) 工業専門課程 第1本科（昼）専科 2級建築士科
高等学校を卒業し、二級建築士の受験資格を有する者
- (7) 工業専門課程 第1本科（昼）専科 1級建築士科
二級建築士資格保持者で一級建築士の受験資格を有する者

(編入学)

第11条の2 本校の工業専門課程第2学年へ編入学できる者は、次のとおりとする。
短期大学等で関連学科・コースを卒業した者。

(入学資格審査)

第11条の3 別に定める審査体制、審査方法による本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもので18歳に達した者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は次のとおりとする。
毎年4月とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続は次のとおりとする。
(1) 本校に入学しようとする者は本校の定める入学願書に必要事項を記載して第19条に定める入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
(2) 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行なう。
(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第19条の入学金を添え手続をとらなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって30日以上休学する場合は診断書およびその事由を記し校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学届)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第16条 試験等に合格し、本校所定の課程を修了したと認めた者に、別記様式による卒業証書を授与する。

(ほう賞)

第17条 成績優秀にして、他の模範となる者には、ほう賞することがある。

(退学)

第18条 次の各項の1に該当する者には退学を命ずることがある。
(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者。
(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者。
(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第5章 入学金・授業料その他

(入学金・授業料)

第19条 本校の入学金・授業料等は別表2・別表3のとおりとし、入学時に納入期を全期・2期・4期のうちから選択するものとする。但し、工業専門課程 第1本科(昼)専科2級建築士科・専科1級建築士科の納入期は全期・2期のうちから選択する。

(健康診断)

第20条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第6章 付帯教育事業

(別 科)

第21条 付帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

(1) 講習会

科名	講座名	修業年限	総定員	総時間数	備考
講習会	一級建築士 学科試験対策講習会	6か月	60名	150時間	
	一級建築士 製図試験対策講習会	6か月	60名	56時間	
	二級建築士 学科試験対策講習会	6か月	80名	153時間	
	二級建築士 製図試験対策講習会	3ヶ月	80名	56時間	
	一級施工管理技術検定 一次検定対策講座	1か月	80名	30時間	
	一級施工管理技術検定 二次検定対策講座	1か月	20名	15時間	
	二級施工管理技術検定 一次検定対策講座	1か月	80名	30時間	
	二級施工管理技術検定 二次検定対策講座	1か月	20名	15時間	
	福祉住環境コーディネーター検定対策講座	3ヶ月	80名	30時間	
	カラーコーディネーター検定対策講座	1か月	40名	30時間	
	宅地建物取引士資格試験対策講座	3ヶ月	80名	50時間	
	ドローン講習会	3日	10名	15時間	
	BIM講習会	1か月	40名	30時間	
	プレゼンテーション講習会	1か月	40名	15時間	
	建設DX講習会	1か月	80名	30時間	

2. 別科の入学金、受講料、教育課程、その他必要な事項は別に定める。

第 7 章 大学等併修制度

(大学等との併修)

第 22 条 教育上有益と認めるときは、校長の許可を受け、他の大学、専門職大学、大学院、短期大学、又は他の専修学校等に在籍することができる。

(併修における事務手続・校納金の取り扱い)

第 23 条 大学等と併修するときは、原則として学生本人が各々の学校の手続きを行うものとする。ただし、大学等と協議の上、本校が事務等各種手続を代理することを妨げない。

2. 大学等への校納金の支払については、前項を準用する。

第 8 章 学生支援制度

(授業料減免制度)

第 24 条 本学に授業料減免制度を設ける。授業料減免制度に関することは、別に定める。

(奨学制度)

第 25 条 奨学制度を設ける。奨学制度に関することは、別に定める。

付 則

1. この学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

(省略)

平成 31 年 4 月 1 日一部変更

令和 2 年 4 月 1 日一部変更

令和 3 年 4 月 1 日一部変更

令和 3 年 10 月 12 日一部変更

令和 4 年 12 月 23 日一部変更 (令和 5 年 4 月 1 日施行)

令和 6 年 3 月 1 日一部変更

令和 7 年 4 月 1 日一部変更

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) 建築学科 教育課程

区 分		科 目 名		総 時 間 数			単 位 数			
				1年	2年	合計	1年	2年	合計	
専門教育科目	必修科目	建 築 製 図 実 習	192		192	5		5		
		建 築 設 計 製 図 演 習		192	192		6	6		
		建 築 計 画 学 講 義	64		64	4		4		
		建 築 史 講 義	64		64	4		4		
		建 築 環 境 工 学 講 義		64	64		4	4		
		建 築 設 備 工 学 講 義		64	64		4	4		
		建 築 構 造 力 学 ・ 同 演 習	1/3演習	128		128	6		6	
		建 築 一 般 構 造 学 講 義	64		64	4		4		
		建 築 材 料 学 講 義	64		64	4		4		
		建 築 施 工 講 義	64		64	4		4		
		建 築 法 規 講 義		64	64		4	4		
		情 報 処 理 ・ 同 演 習	2/3演習	64		64	2		2	
		C A D 設 計 製 図 演 習		64	64		2	2		
		建 築 積 算 学 ・ 同 演 習	1/3演習		64	64		3	3	
		建 築 デ ザ イン 演 習	演習	128		128	4		4	
		卒 業 設 計 講 義			64	64		4	4	
	必 修 専 門 教 育 科 目 小 計		832	576	1408	37	27	64		
	選択科目	総合	建 築 総 論 I	1/3演習	32		32	1		1
			建 築 総 論 II	1/3演習		32	32		1	1
		設計	建築設計演習・プレゼンテーション I	1/3演習		64	64		3	3
			建築設計演習・プレゼンテーション II	1/3演習		64	64		3	3
			図 学	2/3演習		32	32		1	1
		構造	木 造 演 習	演習	32		32	1		1
			建 築 構 造 設 計 I	1/3演習		64	64		3	3
			建 築 構 造 設 計 II	1/3演習		64	64		3	3
		資格	福 祉 住 環 境 講 義	64		64	4		4	
			不 動 産 講 義	64		64	4		4	
			色 彩 学 I 講 義		32	32		2	2	
			色 彩 学 II 講 義		32	32		2	2	
			建 設 ビ ジ ネ ス 学 講 義	32		32	2		2	
		施工	建 築 測 量 学 講 義	32		32	2		2	
			建 築 施 工 特 論 講 義		64	64		4	4	
			建 築 マ ネ ジ メ ン ト	2/3演習		64	64		2	2
			ワ ー ク シ ョ ッ プ I	1/3演習	32		32	1		1
			ワ ー ク シ ョ ッ プ II	1/3演習		32	32		1	1
		実習	企 業 実 習 I ※	実習	40		40	1		1
			企 業 実 習 II ※	実習		40	40		1	1
	選 択 専 門 教 育 科 目 小 計		328	584	912	16	26	42		
合 計		1160	1160	2320	53	53	106			

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要となる単位数・時間数は、下表のとおりである。

分 類	要 件	卒業必要単位数・時間数		当該学年取得単位数・時間数			
				1年次		2年次	
		単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目		64	1408	37	832	27	576
選択専門教育科目		22	384	10	160	12	224
合 計		86	1792	47	992	39	800

II 週数・時間について

① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。

② 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。

② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。

③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) 建築デジタルデザイン学科 教育課程

区分	科目名		総時間数			単位数		
			1年	2年	合計	1年	2年	合計
専門教育科目	必修科目	建築製図実習	192		192	5		5
		建築設計製図演習		192	192		6	6
		BIM設計演習		64	64		2	2
		建築計画学講義	64		64	4		4
		建築史講義	64		64	4		4
		建築環境工学講義		64	64		4	4
		建築設備工学講義		64	64		4	4
		建築構造力学・同演習	128		128	6		6
		建築一般構造学講義	64		64	4		4
		建築材料学講義	64		64	4		4
		建築施工講義	64		64	4		4
		建築積算学・同演習	128	64	192		3	3
		建築法規講義		64	64		4	4
		IT・BIM基礎・同演習	128		128	5		5
		CG演習		128	128		5	5
		卒業設計講義		64	64		4	4
		必修専門教育科目小計	768	704	1472	36	32	68
	選択科目	住宅設計演習		64	64		2	2
		デザインリテラシーⅠ	64		64	2		2
		デザインリテラシーⅡ		64	64		2	2
		インテリア	64		64	3		3
		インテリアコーディネートⅠ		32	32		1	1
		インテリアコーディネートⅡ		32	32		1	1
		不動産講義	64		64	4		4
		福祉住環境講義	64		64	4		4
		色彩学Ⅰ		32	32		2	2
		色彩学Ⅱ		32	32		2	2
		建設ビジネス学講義	32		32	2		2
		建築総論Ⅰ	32		32	1		1
		建築総論Ⅱ		32	32		1	1
		ワークシヨップⅠ	32		32	1		1
		ワークシヨップⅡ		32	32		1	1
		企業実習Ⅰ※	40		40	1		1
		企業実習Ⅱ※		40	40		1	1
		選択専門教育科目小計	392	360	752	18	13	31
	合計		1160	1064	2224	54	45	99

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要となる単位数・時間数は、下表のとおりである。

要 件 分 類	卒業必要単位数・ 時間数		当該学年取得単位数・時間数			
			1年次		2年次	
	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目	68	1472	36	768	32	704
選択専門専門科目	16	320	8	128	8	192
合 計	84	1792	44	896	40	896

II 週数・時間について

① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。

② 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。

② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。

③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) 空間デザイン学科 教育課程

区 分		科 目 名	総 時 間 数			単 位 数			
			1年	2年	合計	1年	2年	合計	
専 門 教 育 科 目	必修科目	建 築 製 図 実 習	192		192	5		5	
		建 築 設 計 製 図 演 習		192	192		6	6	
		建 築 計 画 学 講 義	64		64	4		4	
		建 築 史 講 義	64		64	4		4	
		建 築 環 境 工 学 講 義		64	64		4	4	
		建 築 設 備 工 学 講 義		64	64		4	4	
		建 築 構 造 力 学 ・ 同 演 習	1/3演習	128	128	6		6	
		建 築 一 般 構 造 学 講 義	64		64	4		4	
		建 築 材 料 学 講 義	64		64	4		4	
		建 築 施 工 講 義	64		64	4		4	
		建 築 法 規 講 義		64	64		4	4	
		情 報 処 理 ・ 同 演 習	2/3演習	64	64	2		2	
		ス ペ ー ス デ ザ イ ン I	2/3演習	128	128	5		5	
		グ ラ フ ィ ッ ク C A D 演 習		64	64		2	2	
		建 築 積 算 学 ・ 同 演 習	1/3演習		64	64		3	3
		ス ペ ー ス デ ザ イ ン II	2/3演習		128	128		5	5
		卒 業 設 計 講 義		64	64		4	4	
	必 修 専 門 科 目 小 計		832	704	1536	38	32	70	
	選択科目	造 形 基 礎 演 習 演 習	64		64	2		2	
		デ ザ イ ン 基 礎 演 習 I 演 習	32		32	1		1	
		デ ザ イ ン 基 礎 演 習 II 演 習	32		32	1		1	
		デ ザ イ ン 演 習 I 演 習		32	32		1	1	
		デ ザ イ ン 演 習 II 演 習		32	32		1	1	
		プ ロ ダ ク ト 演 習 演 習		32	32		1	1	
		イ ン テ リ ア コ ー デ ィ ネ ー ト	1/3演習	64	64	3		3	
		福 祉 住 環 境 講 義	64		64	4		4	
		色 彩 学 I 講 義		32	32		2	2	
		色 彩 学 II 講 義		32	32		2	2	
		建 設 ビ ジ ネ ス 学 講 義	32		32	2		2	
		デ ザ イ ン 論 概 説 講 義	32		32	2		2	
		デ ザ イ ン 論 A 講 義		32	32		2	2	
		デ ザ イ ン 論 B 講 義		32	32		2	2	
		企 業 実 習 I ※ 実 習	40		40	1		1	
		企 業 実 習 II ※ 実 習		40	40		1	1	
		選 択 専 門 科 目 小 計		360	264	624	16	12	28
合 計		1192	968	2160	54	44	98		

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要な単位数・時間数は、下表のとおりである。

要 件 分 類	卒業必要単位数・ 時間数		当該学年取得単位数・時間数			
			1年次		2年次	
	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目	70	1536	38	832	32	704
選択専門・全科共通基礎専門科目	13	224	6	96	7	128
合 計	83	1760	44	928	39	832

II 週数・時間について

- ① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。
- ② 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

- ① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。
- ② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。
- ③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) 建築施工学科 教育課程

区 分		科 目 名		総 時 間 数			単 位 数		
				1年	2年	合計	1年	2年	合計
専門教育科目	必修科目	建 築 製 図	実 習	186		186	5		5
		建 築 総 合 設 計	演 習		186	186		6	6
		建 築 実 務 C A D I	2/3演習	128		128	4		4
		建 築 実 務 C A D II	演 習		128	128		4	4
		建 築 計 画 学	講 義	64		64	4		4
		建 築 史	講 義		64	64		4	4
		建 築 環 境 工 学	講 義	64		64	4		4
		建 築 設 備 工 学	講 義	64		64	4		4
		建 築 構 造 力 学 ・ 同 演 習	1/3演習		128	128		6	6
		建 築 一 般 構 造 学	講 義	64		64	4		4
		建 築 材 料 学	講 義	64		64	4		4
		建 築 施 工	講 義	64		64	4		4
		建 築 積 算 学 ・ 同 演 習	1/3演習		64	64		3	3
		建 築 法 規	講 義		64	64		4	4
		建 築 総 合 実 習 I	2/3演習	64		64	2		2
		建 築 総 合 実 習 II	2/3演習	64		64	2		2
		施 工 管 理 I	1/3演習	64		64	3		3
		施 工 管 理 II	1/3演習		64	64		3	3
		卒 業 設 計	講 義		64	64		4	4
	必 修 専 門 科 目 小 計		890	762	1652	40	34	74	
	選択科目	施 工 実 務 I	2/3演習	64		64	2		2
		施 工 実 務 II	2/3演習		64	64		2	2
		ラ イ セ ン ス I	講 義	64		64	4		4
		ラ イ セ ン ス II	講 義		64	64		4	4
		建 設 ビ ジ ネ ス 学	講 義	32		32	2		2
		建 築 テ ク ニ カ ル ト レ ー ニ ン グ	1/3演習		128	128		4	4
		構 造 演 習 I	演 習	32		32	1		1
構 造 演 習 II		演 習		32	32		1	1	
企 業 実 習 I ※		実 習	40		40	1		1	
企 業 実 習 II ※		実 習		40	40		1	1	
選 択 専 門 科 目 小 計		232	328	560	10	12	22		
合 計		1122	1090	2212	50	46	96		

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要となる単位数・時間数は、下表のとおりである。

要 件 分 類	卒業必要単位数・ 時間数		当該学年取得単位数・時間数			
			1年次		2年次	
	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目	74	1652	40	890	34	762
選択専門・全科共通基礎専門科目	16	384	7	160	9	224
合 計	90	2036	47	1050	43	986

II 週数・時間について

③ 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。

④ 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

④ 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。

⑤ 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。

⑥ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) 土木工学科 教育課程

区 分	科 目 名	総 時 間 数			単 位 数		
		1年	2年		1年	2年	合計
専 門 教 育 科 目	C A D 製 図 実 習	128		128	3		3
	測 量 学 I 講 義	64		64	4		4
	測 量 学 II 講 義	64		64	4		4
	材 料 学 講 義	64		64	4		4
	構 造 力 学 I 講 義	64		64	4		4
	水 理 学 I 講 義	32		32	2		2
	土 質 力 学 I 講 義	32		32	2		2
	施 工 学 講 義	64		64	4		4
	情 報 処 理 I 2/3演 習	64		64	2		2
	施 工 実 験 実 習 I 1/2実 習	64		64	3		3
	建 設 機 械 工 学 講 義	32		32	2		2
	測 量 学 演 習 演 習	32		32	1		1
	建 設 ビ ジ ネ ス 学 I 講 義	32		32	2		2
	建 設 概 論 演 習	32		32	1		1
	施 工 特 論 I ※ 1/3演 習	32		32	1		1
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 工 学 講 義		64	64		4	4
	施 工 管 理 講 義		64	64		4	4
	水 理 学 II 講 義		32	32		2	2
	土 質 力 学 II 講 義		32	32		2	2
	積 算 講 義		64	64		4	4
	情 報 処 理 II 2/3演 習		64	64		2	2
	施 工 特 論 II 1/3演 習		32	32		1	1
	C A D 演 習 演 習		64	64		2	2
	施 工 実 験 実 習 II 1/2実 習		64	64		3	3
	法 規 講 義		32	32		2	2
	卒 業 設 計 講 義		64	64		4	4
	必 修 専 門 教 育 科 目 小 計	800	576	1376	39	30	69
	選 択 科 目						
	総 合 演 習 演 習	64		64	2		2
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト 講 義	64		64	4		4
	ワ ー ク シ ョ ッ プ 講 義	32		32	2		2
	安 全 教 育 実 習 I ※ 1/3演 習	32		32	1		1
	安 全 教 育 実 習 II ※ 講 義		32	32		2	2
	構 造 力 学 II ※ 2,3 講 義		64	64		4	4
	橋 梁 工 学 講 義		64	64		4	4
	河 海 工 学 講 義		32	32		2	2
	衛 生 設 備 工 学 講 義		32	32		2	2
	設 計 演 習 2/3演 習		64	64		2	2
	社 会 基 盤 講 義		64	64		4	4
	造 園 施 工 講 義		64	64		4	4
	維 持 管 理 学 講 義		32	32		2	2
	建 設 ビ ジ ネ ス 学 II 講 義		32	32		2	2
	施 工 管 理 演 習 演 習		32	32		1	1
	企 業 実 習 ※ 実 習		40	40		1	1
	選 択 専 門 教 育 科 目 小 計	192	552	744	9	30	39
	建 築 士 必 修 科 目						
	建 築 製 図 ※ 1,2,3 実 習	128		128	3		3
	建 築 計 画 学 ※ 1,2,3 講 義	64		64	4		4
	建 築 一 般 構 造 学 ※ 1,3 講 義	64		64	4		4
	設 計 製 図 ※ 1,2,3 演 習		128	128		4	4
	建 築 史 ※ 1,2,3 講 義	64		64	4		4
	建 築 環 境 工 学 ※ 1,2,3 講 義		64	64		4	4
	建 築 法 規 ※ 1,2,3 講 義		64	64		4	4
	建 築 設 備 工 学 ※ 1,2,3 講 義		64	64		4	4
	建 築 士 必 修 専 門 教 育 科 目 小 計	320	320	640	15	16	31
合 計		1312	1448	2760	63	76	139
昼 間 部 開 講 科 目 合 計		992	1128	2120	48	60	108

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要な単位数・時間数は、下表のとおりである。

分 類 \ 要 件	卒業必要単位数・時間数		当該学年取得単位数・時間数			
			1年次		2年次	
	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目	69	1376	39	800	30	576
選択専門教育科目	22	352	4	64	18	288
合 計	91	1728	43	864	48	864

II 週数・時間について

① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。

② 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。

② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。

③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

V その他

※1の科目については、第2本科において実施する。

※2の科目を取得すれば、国家試験合格後、卒業後0年の実務経験で二級・木造建築士の免許登録資格が得られる

※3の科目を取得すれば、国家資格合格後、卒業後4年の実務経験で一級建築士の免許登録資格が得られる。

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) 建設エンジニア学科 教育課程

区分	科目名	総時間数			単位数		
		1年	2年	合計	1年	2年	合計
専門教育科目	C A D 製 図 実習	128		128	3		3
	測 量 学 I 講義	64		64	4		4
	測 量 学 II 講義	64		64	4		4
	材 料 学 講義	64		64	4		4
	建 設 構 造 力 学 講義	64		64	4		4
	水 理 学 I 講義	32		32	2		2
	土 質 力 学 I 講義	32		32	2		2
	施 工 学 講義	64		64	4		4
	情 報 処 理 I 2/3演習	64		64	2		2
	施 工 実 験 実 習 I 1/2実習	64		64	3		3
	安 全 教 育 実 習 I 1/2実習	96		96	4		4
	建 設 機 械 工 学 講義	32		32	2		2
	建 設 概 論 演習	32		32	1		1
	施 工 特 論 I ※ 1/3演習	32		32	1		1
	施 工 管 理 講義		64	64		4	4
	水 理 学 II 講義		32	32		2	2
	土 質 力 学 II 講義		32	32		2	2
	積 算 講義		64	64		4	4
	情 報 処 理 II 2/3演習		64	64		2	2
	施 工 特 論 II 1/3演習		32	32		1	1
	安 全 教 育 実 習 II 1/3実習		96	96		5	5
	C A D 演 習 演習		64	64		2	2
	施 工 実 験 実 習 II 1/2実習		64	64		3	3
	法 規 講義		32	32		2	2
	建 設 マ ネ ジ メ ン ト 講義		64	64		4	4
	造 園 施 工 講義		64	64		4	4
	建 築 総 論 1/3演習		64	64		3	3
	卒 業 設 計 講義		64	64		4	4
	必 修 専 門 教 育 科 目 小 計	832	800	1632	40	42	82
	選 択 科 目						
	建 設 ビ ジ ネ ス 学 講義	32		32	2		2
	総 合 演 習 演習	64		64	2		2
	ワ ー ク シ ョ ッ プ 講義	32		32	2		2
	社 会 基 盤 講義		64	64		4	4
	維 持 管 理 学 講義		32	32		2	2
	施 工 管 理 演 習 演習		32	32		1	1
	企 業 実 習 ※ 実習		70	70		2	2
	選 択 専 門 教 育 科 目 小 計	128	198	326	6	9	15
	建 築 士 必 修 科 目						
	建 築 製 図 ※ 1,2,3 実習	128		128	3		3
	建 築 計 画 学 ※ 1,2,3 講義	64		64	4		4
	建 築 一 般 構 造 学 ※ 1,2,3 講義	64		64	4		4
	設 計 製 図 ※ 1,2,3 演習		128	128		4	4
	建 築 史 ※ 1,2,3 講義	64		64	4		4
	建 築 環 境 工 学 ※ 1,2,3 講義		64	64		4	4
	建 築 法 規 ※ 1,2,3 講義		64	64		4	4
	建 築 設 備 工 学 ※ 1,2,3 講義		64	64		4	4
	建 築 士 必 修 教 育 科 目 小 計	320	320	640	15	16	31
	合 計	1280	1318	2598	61	67	128
	昼 間 部 開 講 科 目 合 計	960	998	1958	46	51	97

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要な単位数・時間数は、下表のとおりである。

分 類 \ 要 件	卒業必要単位数・時間数		当該学年取得単位数・時間数			
			1年次		2年次	
	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目	82	1632	40	832	42	800
選択専門教育科目	5	96	2	32	3	64
合 計	87	1728	42	864	45	864

II 週数・時間について

① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。

② 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。

② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。

③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

V ※1の科目については、第2本科において実施する。

※2の科目を取得すれば、国家試験合格後、卒業後0年の実務経験で二級・木造建築士の免許登録資格が得られる

※3の科目を取得すれば、国家資格合格後、卒業後4年の実務経験で一級建築士の免許登録資格が得られる。

別表1 工業専門課程 第1本科(昼) ガーデンデザイン学科 教育課程

区分	科目名	総時間数			単位数		
		1年	2年	合計	1年	2年	合計
専門教育科目	庭園史 講義	32		32	2		2
	造園植物Ⅰ 1/3実習	64		64	3		3
	造園植物Ⅱ 1/3実習		32	32		1	1
	植物管理 1/3実習	64		64	3		3
	造園材料 講義	64		64	4		4
	園芸学 講義	64		64	4		4
	ガーデンデザイン 2/3演習	64		64	2		2
	エクステリアデザイン 2/3演習	64		64	2		2
	景観デザイン 2/3演習		64	64		2	2
	環境緑化デザイン 2/3演習		64	64		2	2
	積算 1/3演習	32		32	1		1
	コンピュータ演習Ⅱ 2/3演習	64		64	2		2
	CAD・CG演習 2/3演習		128	128		4	4
	情報処理 2/3演習	32		32	1		1
	造園施工Ⅰ 1/2実習	64		64	3		3
	造園施工Ⅱ 1/2実習		64	64		3	3
	伝統技術 講義	32		32	2		2
	造園法規 講義		32	32		2	2
	造園施工計画学 1/3演習		32	32		1	1
	造園施工管理 講義		64	64		4	4
	都市計画 1/3演習	64		64	3		3
	造園技能実習Ⅰ 4/5実習	64		64	2		2
	園芸実習 4/5実習	64		64	2		2
	環境リテラシー 講義	32		32	2		2
	建設概論 講義		64	64		4	4
	造園施工特論 講義		64	64		4	4
	プレゼンテーション 2/3演習		64	64		2	2
	樹木保護学 講義		32	32		2	2
	農薬学 講義	32		32	2		2
	緑地空間表現法 1/2演習		32	32		1	1
	卒業設計 講義		64	64		4	4
	必修専門教育科目小計	896	800	1696	40	36	76
	庭園デザイン 2/3演習	32		32	1		1
	建設ビジネス学 講義	32		32	2		2
	コンピュータ演習Ⅰ 2/3演習	32		32	1		1
	ワークショップⅠ 1/3演習	32		32	1		1
	ワークショップⅡ 1/3演習		32	32		1	1
	造園技能実習Ⅱ 4/5実習		64	64		2	2
	芸術 1/3演習		64	64		3	3
	土木工学 講義		32	32		2	2
	建築学 講義		32	32		2	2
	企業実習※ 実習		40	40		1	1
	選択専門教育科目小計	128	264	392	5	11	16
合 計		1024	1064	2088	45	47	92

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要な単位数・時間数は、下表のとおりである。

分 類	要 件	卒業必要単位数・時間数		当該学年取得単位数・時間数			
		時間数		1年次		2年次	
		単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目		76	1696	40	896	36	800
選択専門教育科目		4	96	1	32	3	64
合 計		80	1792	41	928	39	864

II 週数・時間について

- ① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。
- ② 45分をもって1時間とする。

III 単位について

- ① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。
- ② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。
- ③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 専科 2 級建築士科 教育課程

区 分		科目	時間数	単位数
専門科目	必修科目	建 築 計 画 ・ 同 演 習	96	3
		建 築 法 規 ・ 同 演 習	96	3
		建 築 構 造 ・ 同 演 習	96	3
		建 築 施 工 ・ 同 演 習	96	3
		基 礎 製 図 ・ 同 演 習	144	5
		設 計 製 図 合 格 対 策 演 習	160	5
		必 修 科 目 合 計	688	22
	自由選択科目	コ ン プ ュ ー タ ・ 同 演 習	160	5
		特 別 講 座 (講 義 : 演 習 = 1 : 1)	160	8
		企 業 実 習	160	3
		総 合 演 習	160	5
		自 由 選 択 科 目 合 計	640	21
	合 計		1328	43

(備考) 自由選択科目は、1 科目以上取得すること。

別表 1 工業専門課程 第 1 本科(昼) 専科 1 級建築士科 教育課程

区分		科目	時間数	単位数
専門科目	必修科目	建築計画・同演習	72	3
		建築法規・同演習	144	7
		建築環境設備・同演習	72	3
		建築構造・同演習	144	6
		建築施工・同演習	144	6
		基礎製図・同演習	216	5
		設計製図・同演習	200	7
		必修科目合計	992	35
	自由選択科目	企業実習	160	3
		総合演習	160	5
		自由選択科目合計	320	8
	合計		1312	43

別表1 工業専門課程 第2本科(夜) 建築・デザイン学科 教育課程

区 分	科 目 名	総 時 間 数			単 位 数		
		1年	2年	合計	1年	2年	合計
専 門 教 育 科 目	建 築 製 図 実 習	128		128	3		3
	設 計 製 図 演 習		128	128		4	4
	建 築 計 画 学 講 義	64		64	4		4
	建 築 史 講 義	64		64	4		4
	建 築 環 境 工 学 講 義		64	64		4	4
	建 築 設 備 工 学 講 義		64	64		4	4
	建 築 構 造 力 学 I 講 義	64		64	4		4
	建 築 構 造 力 学 II 講 義		64	64		4	4
	建 築 一 般 構 造 学 講 義	64		64	4		4
	建 築 材 料 学 講 義	64		64	4		4
	建 築 施 工 講 義	64		64	4		4
	建 築 法 規 講 義		64	64		4	4
	建 築 積 算 学 講 義		64	64		4	4
	情 報 処 理 ・ 同 演 習 I 2/3演習	64		64	2		2
	情 報 処 理 ・ 同 演 習 II 2/3演習		64	64		2	2
	設 計 演 習 I 1/3演習	64		64	3		3
	設 計 演 習 II 1/3演習		64	64		3	3
	福 祉 住 環 境 講 義	32		32	2		2
	基 礎 デ ザ イ ン 1/3演習	64		64	3		3
	建 築 測 量 実 験 実 習 ※ 実 習	32		32	1		1
	卒 業 設 計 講 義		64	64		4	4
	必 修 専 門 教 育 科 目 小 計	768	640	1408	38	33	71
	企 業 実 習 I 実 習	120		120	4		4
	企 業 実 習 II 実 習		120	120		4	4
	応 用 デ ザ イ ン I 1/3演習		64	64		3	3
	応 用 デ ザ イ ン II 1/3演習		64	64		3	3
	建 築 施 工 特 論 A ※ 講 義	64		64	4		4
	建 築 施 工 特 論 B 講 義		64	64		4	4
	建 築 施 工 実 務 1/3演習		64	64		3	3
	不 動 産 ※ 講 義	64		64	4		4
	建 設 概 論 1/3演習	64		64	3		3
	建 築 総 論 講 義		64	64		4	4
	選 択 専 門 教 育 科 目 小 計	312	440	752	15	21	36
合 計		1080	1080	2160	53	54	107

(備考) I 卒業要件および進級要件

卒業および進級に必要となる単位数・時間数は、下表のとおりである。

要 件 分 類	卒業必要単位数・時間数		当該学年取得単位数・時間数			
	単位数	時間数	1年次		2年次	
			単位数	時間数	単位数	時間数
必修専門教育科目	71	1408	38	768	33	640
選択専門教育科目	16	320	7	128	9	192
合 計	87	1728	45	896	42	832

II 週数・時間について

① 年間週数については、「講義等30週」＋「前後期の試験等で5週」＝35週である。

② 45分をもって1時間とする。

III 集中講義について

※印の科目については、集中講義で実施する。

IV 単位について

① 講義については、15時間の講義をもって、1単位とする。

② 演習については、30時間の演習をもって、1単位とする。

③ 実験・実習実技については、30時間以上45時間未満をもって1単位とする。

別表 2 入学金・入学選考料

単位：円

種別 \ 昼夜別	第 1 本科(昼)	第 2 本科 (夜)
入 学 金	100, 000	70, 000
入学選考料	22, 000	17, 000
合 計	122, 000	87, 000
第 1 本科(昼) 専科 2 級建築士科		
入 学 金	本校卒業生 免除	
	その他 120, 000	
入学選考料	本校卒業生 免除	
	その他 22, 000	
第 1 本科(昼) 専科 1 級建築士科		
入 学 金	本校卒業生 免除	
	その他 120, 000	
入学選考料	本校卒業生 免除	
	その他 22, 000	

別表3 授業料等

別表3－1 全期納入

【表1】

単位：円

昼・夜 別		第1本科（昼）	第2本科（夜）
種別 \ 納入期		全期	全期
1 年 次	授業料	1,050,000	500,000
	施設設備維持費	50,000	30,000
	合 計	1,100,000	530,000
2 年 次	授業料	1,050,000	500,000
	施設設備維持費	50,000	30,000
	合 計	1,100,000	530,000
第1本科（昼）専科 2級建築士科			
1 年 次	授業料	750,000	
	施設設備維持費	50,000	
	合 計	800,000	
第1本科（昼）専科 1級建築士科			
1 年 次	授業料	850,000	
	施設設備維持費	50,000	
	合 計	900,000	

別表 3－2 2 期納入

【表Ⅰ】工業専門課程 第 1 本科（昼）専科 2 級建築士科・1 級建築士科を除く全学生

昼・夜 別		第 1 本科（昼）			第 2 本科（夜）		
種別 \ 納入期		前期	後期	年 間 合 計	前期	後期	年 間 合 計
1 年 次	授業料	525,000	525,000	1,100,000	250,000	250,000	530,000
	施設設備維持費	50,000	0		30,000	0	
	合 計	575,000	525,000	1,100,000	280,000	250,000	530,000
2 年 次	授業料	525,000	525,000	1,100,000	250,000	250,000	530,000
	施設設備維持費	50,000	0		30,000	0	
	合 計	575,000	525,000	1,100,000	280,000	250,000	530,000

【表Ⅱ】

工業専門課程第 1 本科（昼）専科 2 級建築士科

種別 \ 納入期		前期	後期	年 間 合 計
1 年 次	授業料	500,000	250,000	800,000
	施設設備維持費	50,000	0	
	合 計	550,000	250,000	800,000

工業専門課程第 1 本科（昼）専科 1 級建築士科

種別 \ 納入期		前期	後期	年 間 合 計
1 年 次	授業料	500,000	350,000	900,000
	施設設備維持費	50,000	0	
	合 計	550,000	350,000	900,000

別表 3－3 4期納入

【表Ⅰ】工業専門課程 第1本科（昼）専科2級建築士科・1級建築士科を除く全学生

昼・夜別		第1本科（昼）					第2本科（夜）				
種別	納入期	前期		後期		年 間 合 計	前期		後期		年 間 合 計
		前期1	前期2	後期1	後期2		前期1	前期2	後期1	後期2	
1 年 次	授業料	262,500	262,500	262,500	262,500	1,100,000	125,000	125,000	125,000	125,000	530,000
	施設設備維持費	50,000	0	0	0		30,000	0	0	0	
	合 計	312,500	262,500	262,500	262,500	1,100,000	155,000	125,000	125,000	125,000	530,000
2 年 次	授業料	262,500	262,500	262,500	262,500	1,100,000	125,000	125,000	125,000	125,000	530,000
	施設設備維持費	50,000	0	0	0		30,000	0	0	0	
	合 計	312,500	262,500	262,500	262,500	1,100,000	155,000	125,000	125,000	125,000	530,000

【表Ⅱ】

工業専門課程第1本科（昼）専科2級建築士科

種別	納入期	前期			後期	年 間 合 計
		前期1	前期2	前期3	後期1	
1 年 次	授業料	170,000	165,000	165,000	250,000	800,000
	施設設備維持費	50,000	0	0	0	
	合 計	220,000	165,000	165,000	250,000	800,000

工業専門課程第1本科（昼）専科1級建築士科

種別	納入期	前期		後期		年 間 合 計
		前期1	前期2	後期1	後期2	
1 年 次	授業料	250,000	250,000	175,000	175,000	900,000
	施設設備維持費	50,000	0	0	0	
	合 計	300,000	250,000	175,000	175,000	900,000

別 記 様 式 1

第 号

卒業証書

氏 名

元号 年 月 日生

あなたは本校 工業専門課程第1本科（昼）建築学科（2年）
の所定の課程（平成26年文部科学省告示第59号による職
業実践専門課程）を修めたので卒業証書を授与し文部科学大
臣による告示（平成6年文部科学省告示第84号）により専
門士（工業専門課程）と称することを認める

元号 年 月 日

修成建設専門学校長 ○○○○ ⑩

（上記様式の対象学科）

工業専門課程 第1本科（昼）	建築学科 建築CGデザイン学科 空間デザイン学科 住環境リノベーション学科 土木工学科 建設エンジニア学科 ガーデンデザイン学科
工業専門課程 第2本科（夜）	建築学科

別 記 様 式 2

第 号

卒業証書

氏 名

元号 年 月 日生

あなたは本校工業専門課程
○○○科(○年)の所定の課程を
修めたのでこれを証する

元号 年 月 日

修成建設専門学校長 ○○○○ 印

(上記様式の対象学科)

工業専門課程	第1本科(昼)	専科2級建築士科
工業専門課程	第1本科(昼)	専科1級建築士科

◇学則施行細則

学則施行細則 I

- 第1本科（昼） 建築学科、建築CGデザイン学科、建築デジタルデザイン学科、
空間デザイン学科、住環境リノベーション学科、建築施工学科、
土木工学科、建設エンジニア学科、ガーデンデザイン学科
- 第2本科（夜） 建築学科、建築・デザイン学科

第1章 総則

（目的）

第1条 この学則施行細則（以下「細則」という）は、修成建設専門学校学則（以下「学則」という）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（読替）

第1条の2 この細則及び関連する諸規定において、令和6年度以降の入学生にあつては規定の文言を以下のとおり読み替えるものとする。

- （1）建築CGデザイン学科 … 建築デジタルデザイン学科
 - （2）住環境リノベーション学科 … 建築施工学科
2. この細則及び関連する諸規定において、令和7年度以降の入学生にあつては規定の文言を以下のとおり読み替えるものとする。
- （1）第2本科（夜）建築学科 … 第2本科（夜）建築・デザイン学科

第2章 入学

（入学選考）

第2条 入学選考は、次のとおり行う。

- （1）AO入学選考
- （2）一般入学選考
筆記試験および面接試験を行う。
- （3）高等学校推薦入学選考・高等学校指定校推薦入学選考
本校の各推薦入学選考の要件を満たす者に行う。
- （4）リカレント入学選考
本校の書類選考の要件を満たす者に行う。
- （5）外国人留学生入学選考
筆記試験および面接試験を行う。
- （6）編入学選考
筆記試験および面接試験を行う。

(入学資格審査)

第2条の2 学則第11条の3に定める入学資格審査における審査基準および審査方法は入学選考委員会にて決定し、審査合格者に入学資格を与える。

2. 審査を受けようとする者は所定の願書および審査料を添えて指定期日までに出席しなくてはならない。この審査料は学則第19条に定める入学選考料に準ずる。
3. 審査に合格した者で本校に入学を希望する者は、第2条に定める入学選考を受けなくてはならない。

(出願書類)

第3条 入学志願書に添付する出願書類等は、次のとおりとする。

- (1) 最終出身校の卒業証明書または卒業見込証明書
- (2) 最終出身校の調査書または成績証明書
- (3) 志望理由書
- (4) 高等学校推薦入学選考志願者は、最終出身学校長または担任の推薦書
- (5) その他学生募集要項に定めるもの

(合否通知)

第4条 校長は、入学選考委員会を経て、第2条の入学選考の結果、適当と認めた者に、合格通知書を交付する。

(入学手続)

第5条 合格の通知を受けた者は、合格通知書に記載された期日までに次の手続を完了しなければならない。

- (1) 入学金および定められた校納金の納入
- (2) 誓約書・身元保証書等必要書類の提出
- (3) その他、本校が指定するもの

(入学決定)

第6条 校長は、期日までに入学手続きを完了した者を入学決定とし、入学決定書を交付する。

(証明書の提出)

第7条 入学決定者で、出願時に最終出身学校卒業見込で出願した者は、入学ガイダンス日までに、最終出身学校の卒業証明書を提出しなければならない。

(再入学)

第8条 退学した者または除籍された者で再入学を希望する者については、別に定める「再入学に関する規定」により取り扱う。

第3章 試験

（本試験）

第9条 本試験は、学年の前期末と後期末に行う。

（再試験）

第10条 再試験は、「特別な事由」により本試験を受けられなかった者で、所定の願書により申請を行った者に対し、校長がその事由が適当であると認めたときは、本試験終了後に日時を定めて行う。

2. 再試験の実施が困難な場合は、就学状況を総合的に関して学業成績評価を行うことがある。
3. 第1項の「特別な事由」とは、次の各事項とし、証明する書類等を必要とする。
 - （1）慶事・忌引き等
 - （2）災害等事変にかかったとき
 - （3）病気または負傷
 - （4）公共交通機関の事故・故障等による不通または遅延
 - （5）その他、正当な理由として校長が認めた事項

（追試験）

第11条 追試験は、学業成績不良者および特別な事由なく本試験を受けなかった者に対して、学期末に行う。

2. 問題の内容・程度等は、本試験と同等とする。
3. 次の各号の1つに該当する者は、追試験を受験することができない。
 - （1）各科目において、出席時間数が規定の時間数に満たなかったその科目
 - （2）各学年において、修得単位数が履修すべき単位数の30%に満たなかったときは全科目（履修すべき単位数から卒業設計・卒業製作を除く）
 - （3）再試験の受験者
 - （4）本試験において、懲戒を受けた者
4. 次の科目については、追試験を行わない。
 - （1）卒業設計および卒業製作
 - （2）集中講義における実験、測量実習、造園実習および園芸実習
 - （3）その他別に定める科目

（試験に関するその他の事項）

第12条 科目ごとに、教育上必要ある場合は随時試験を行い、その結果を学業成績評価に加味することがある。

2. 試験に関する留意点は、次のとおりとする。
 - （1）すべての試験は、厳正でいかなる不正行為もしてはならない。
 - （2）学生証を携帯しないときは、受験できない。
 - （3）遅刻は、試験開始から20分を超える場合は、入場できない。
 - （4）試験中の学用品の貸借は禁止する。
 - （5）やむを得ない事由で欠席する場合は、速やかにクラス担任に届け出なければ

ならない。

(試験に関する懲戒)

第13条 学生が受験の際に不正行為またはこれに類する行為を行ったときは、次のとおり懲戒する。

- (1) 協見・盗み見・私語等を行い受験態度の悪い者については、監督官は退場を命じる。
- (2) 答案の取替え・回覧・写し・カンニングペーパー等の所持、その他不正行為の認められた者については、その日の試験の全科目をゼロ点とする。
- (3) 替え玉受験およびこれに類する重大な不正行為の認められた者（実行者および依頼者）については、その試験期間中の試験の全科目をゼロ点とし、放學または停学とする。

第4章 学業成績評価

(学業成績評価の基準)

第14条 学業成績の評価は、次のとおりとする。

- (1) 学業成績の評価は、試験の成績に平素の学習状況を考慮して決定する。
- (2) 各科目の成績は前・後期を通して、学年末に総合評価する。
前期または後期のみの科目においても同様とする。
- (3) 各科目の学年末の学業成績評価は、次のとおり行う。
ただし、学校内部での学業成績は点数で表し、外部への発表は成績評価で表し不可は発表しない。

成績評価	点数	合否	GP
優	100～90	合格	4
	89～80		3
良	79～70		2
可	69～60		1
不可	59～0（時間不足、未受験を含む）	不合格	0

- (4) 学年において、各科目の出席時間数が出席すべき時間数の3分の2に達しないときは、その科目の評価をしない。なお、出席すべき時間数とは、予定時間数または実施時間数の多い方とする。
- (5) 各科目の時間数不足者に対する補講は行わない。
- (6) 学業成績評価は優、良、可、不可の指標のほか、グレード・ポイント・アベレージ(以下GPA)を使用し、算定には不可、出席時間不足、未受験を含み以下の算定式によって求める。

$$GPA = \frac{[(\text{修得した科目の単位数}) \times (\text{成績から算出したGP})] \text{の総和}}{\text{履修科目の総単位数}}$$

GPA	評価
4.00	学修目標に達成している、または傑出した水準である
3.00	学修目標を相応に達成している
2.00	不十分な点はあるが、学修目標を相応に達成している
1.00	最低限を満たしているが、努力を要する
0.00	不合格

(学業成績の発表)

第15条 学業成績の発表は、前期末・後期末・追試験後の学年末成績として計3回行う。

(既修得単位の認定)

第16条 他の教育機関等での既修得単位の認定は、次のとおり行う。

- (1) 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校および各種学校（入学資格が高等学校卒業以上で、課程が2年以上であること）を卒業した者。ただし、各種学校の場合は、昭和54年4月1日以降はこの限りではない。
- (2) 卒業した学科と同一名称の科目および、その学校で履修した一般教育科目で、本校の単位数以上の場合に限る。
- (3) 希望者は、所定の申請書に最終出身学校の成績証明書を添付の上、期日までに提出すること。
- (4) 校長は、入学選考委員会を経て、適当と認めた者に、単位認定を通知する。
- (5) 単位認定を受けた者は、表彰規定第2条に定める学業成績優秀表彰、皆勤・精勤表彰の対象とはならない。

第5章 出欠席

(届出の手続き)

第17条 学生が次の事由により欠席するときは、所定の届書にこれを証明する書類を添付し、事後1週間以内に提出しなければならない。

- (1) 病気・事故、その他やむを得ないとき。
- (2) 交通機関の事故等本人の責に属さないとき。
- (3) 本人・同居人が、法定伝染病にかかったとき。
- (4) 慶事・忌引きによるとき。
- (5) 火災・風水害・その他天災地変に遭ったとき。
- (6) 就職試験を受験するとき。

2. 出席として扱わない欠席であって届出をしているものは、その状況を加味して学業成績評価を行う。

(出欠席の基準)

第18条 出欠席の基準は、次のとおりとする。

- (1) 各時限において、受講していない時間が30分以上の場合は欠席とする。
- (2) 各時限において、欠席すると、その科目について2時間の欠席とする。
- (3) 欠席時間数に換算される遅刻・早退の回数は、第1本科は4回、第2本科は

6回で2時間の欠席とする。

(4) 出欠席日数は、指導要録の「出欠の記録」の要領による。

(公欠の扱い)

第19条 学生が次の事由により欠席した場合は、認定されたものに限り公欠として出席とみなす。ただし急を要する場合を除き、事前に手続を終えている事を要する。

(1) 就職試験によるとき

- 1) 届書の手続きが完了していること。
- 2) 試験日の当日とする。
- 3) 遠隔地におもむくときは、往復の日数を加えることができる。
- 4) 5社庁までとし、会社訪問も適用する。ただしクラス担任の指導のもと、校長が認めた時はこの限りでない。
- 5) 認定は、事由の真偽等を公正に判断して、事務局長が行う。

(2) その他、校長が認めるもの

(出席の扱い)

第20条 学生が次の事由により欠席した場合は、認定されたものに限り出席とみなす。

(1) 慶事

- | | |
|----------------|----|
| 1) 本人が結婚するとき | 5日 |
| 2) 兄弟姉妹が結婚するとき | 1日 |
| 3) 親が再婚するとき | 1日 |

(2) 忌引

- | | |
|---------------|----|
| 1) 父母 | 7日 |
| 2) 兄弟姉妹・祖父母 | 3日 |
| 3) おじ・おば・曾祖父母 | 1日 |

(3) 火災・その他天災にかかった場合、10日以内の必要な日数

(4) 伝染病予防のため就学を禁止された場合医師の認めた期間

(5) 慶事・忌引等の場合の遠隔地におもむくときは、往復の日数を加えることができる。

2. 交通機関のストライキ、風水害等に起因にする延着または運行中止であって校長が認定したもので、所定の申請用紙に証明書類を添えて申請し許可を受けたもの。
3. その他、クラス担任が特別な事情であると認める場合であって校長の許可を受けたもの。

第6章 進級・卒業

(進級・卒業判定の基準)

第21条 進級・卒業の基準は、次のとおりとする。

- (1) 定められた教育課程を修得しなければ進級または卒業することができない。
- (2) 当該年度の出席日数が、出席すべき日数の3分の2に達しない場合は、進級または卒業することができず、次年度において全科目を再受講しなければならない。

- (3) 一部科目を修得できず進級または卒業することができなかった場合は、次年度において全科目を再受講しなければならない。ただし、未修得の理由がやむを得ないと認められるものであって、かつ、教職員会議の承認を経た者は未修得科目のみの受講で足りる。
2. 本学則施行細則が適用される学科の学生は、卒業設計（卒業製作）に合格しなければ、他の科目の単位決定に関係なく、卒業することができない。

第7章 留年（原級生・科目受講生）・在籍年限

（留年生）

- 第22条 進級または卒業ができなかった者で、引き続き学業の継続を希望する者は、留年生として在籍することができる。
2. 留年生は、不認定科目数により、次のとおり区分する。
- (1) 原級生
- ①各学年において、卒業または進級要件単位を満たさなかった者。
 - ②新年度は、全ての科目を再受講しなければならない。
- (2) 科目受講生
- ①各学年において、卒業または進級要件単位を満たさなかった者で、不認定の理由がやむを得ないものであって、教職員会議の承認を経た者。
 - ②新年度は、不認定科目を再度受講しなければならない。
3. 留年生（原級生・科目受講生）の在籍手続きは、進級・卒業判定の発表時にクラス担任から指導を受けた後、事務局へ申請しなければならない。

（在籍年限）

- 第22条の2 在籍年限は6年とし、それを超えて卒業できない者は懲戒規定第6条を適用する。
2. 休学者の在籍年数については第23条で定める。

第8章 休学・復学・退学

（休学）

- 第23条 休学に対する取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 病気・ケガ、その他やむを得ない事由により1ヵ月を超えて学習活動不可能のため、休学しようとする者は、クラス担任に相談の上、保証人等および本人が連署した所定の休学願に医師の診断書等これを証する書類を添付して、校長に提出しなければならない。
- (2) 校長は、前号の事由が正当であると認めたときは、休学を許可する。
- (3) 休学の期間は、校長に願い出た日からその年度末以内とする。次年度もやむを得ず休学する場合は、再度、願い出なければならない。
- (4) 休学期間は、休学を願い出た年度を1年とし、通算6年をこえることができない。
- (5) 休学期間は在学年数に算入しない。

- (6) 休学は半期につき 6 万円の休学在籍料を納めなければならない。
- (7) 休学を願い出た日の属する学期(前期または後期)の校納金が未納であった場合は、受理しない。

(復学)

第 24 条 復学に対する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 休学の期間内にその事由が消滅し、復学しようとする者は、クラス担任に相談の上、保証人等および本人が連署した所定の復学願に医師の診断書等これを証する書類を添付して、校長に提出しなければならない。
- (2) 校長は、前号において、修学に支障がないと認めたときは、復学を許可する。
 - ①年度内に復学する場合は、許可日から復学できる。
 - ②次年度に復学する場合は、次年度の前期始業日から復学できる。

(退学)

第 25 条 自己都合による退学者に対する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、クラス担任に相談の上、保証人等および本人が連署した所定の退学願に医師の診断書等これを証する書類を添付して、校長に提出しなければならない。
- (2) 校長は、前号の事由が正当であると認めたときは、退学を許可する。
- (3) 退学を願い出た日の属する学期(前期または後期)の校納金が未納であった場合は、受理しない。

第 9 章 転本科・転学科

(転本科)

第 26 条 転本科に対する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 転本科とは、第 1 本科から第 2 本科または第 2 本科から第 1 本科に転じる場合をいう。
- (2) 転本科を希望する場合は、各年度の 4 月末日までにクラス担任に相談の上、保証人等および本人が連署した所定の転本科願を、校長に提出しなければならない。
- (3) 校長は、前号の事由が正当であると認めたときは、転本科を許可する。
- (4) 科目受講生が転本科を許可された場合は、第 1 本科(第 2 本科)で修得できなかった科目と、第 2 本科(第 1 本科)のみで履修する科目を受講しなければならない。ただし、第 1 本科(第 2 本科)で履修し、第 2 本科(第 1 本科)にない科目の場合、第 2 本科(第 1 本科)のみで履修する科目の受講を免除する場合がある。
- (5) 転本科手数料は 7 千円とする。

(転学科)

第 27 条 転学科に対する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 転学科とは、所属する学科から他の学科に転じる場合をいう。
- (2) 転学科を希望する場合は、1 年次の 4 月末日までにクラス担任に相談の上、

保証人等および本人が連署した所定の転学科願を、校長に提出しなければならない。

(3) 校長は、入学選考委員会を経て、適当と認めた者に、転学科を許可する。

(4) 転学科手数料は7千円とする。

第10章 手数料

(手数料等)

第28条 各種の手数料は、次のとおりとする。

摘要	手数料	備考
追 試 験 料	2,000円	(1科目)
転本科・転学科	7,000円	
休 学 在 籍 料	120,000円	(全期)
	60,000円	(半期)
校納金の滞納	3,000円	
学生証再発行	1,000円	
名札再発行	300円	
パスワード再発行	200円	
学籍関係証明書	200円	(1通)
推 薦 書	200円	(1通)
仮 受 験 票	200円	(1通・1科目)
聴 講 手 数 料	5,000円	在校生(1科目)
	7,000円	卒業生(1科目)

第11章 願書・届書

(願書・届書事項)

第29条 願い・届けの事由が発生したときは、速やかに所定の願書・届書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(1) 所定の用紙は、次項に定める提出先で交付する。

(2) 各願・届書は、校長宛とし、提出先を経て、提出するものとする。

2. 各種の願書・届書は、次のとおりとし、事務局に提出する。

	種類	備考
届書	学生・保証人等住所等変更届	
願書	各種書類等申請願	各種証明書発行、学割証 名札・学生証の再発行等
	休学・退学・復学・学業継続願	
	転本科・転学科願	
	聴講願・奨学生願書	
	施設・設備・備品使用願	
	校納金分納・延納願	
	就職進学活動届 就職進学活動報告書・公欠申請書	オンライン申請で受け付ける。事前に提出した活動届と報告書 が揃ったときに公欠の審査を行う。

第12章 学生自治会

第30条 学生の民主的な自治精神の涵養と善美な校風の刷新を計り、あわせて、人格の向上をはかるため、本校に学生自治会をおく。

2. 本校生は、全員本会に入会しなければならない。

3. 本会会則は、全会員の意志によってこれを定め、校長の承認を得て効力を発する。

4. 本会に顧問 1 名をおく。顧問は副校長が就任する。

附則

第31条 この細則は、昭和51年4月1日から実施する。

(省略)

10. 令和2年4月1日一部改正

11. 令和3年4月1日一部改正

12. 令和6年4月1日一部改正

学則施行細則Ⅱ

専科 2 級建築士科

専科 1 級建築士科

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この学則施行細則（以下「細則」という）は、修成建設専門学校学則（以下「学則」という）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 入学

(入学選考)

第 2 条 入学選考は、次のとおり行う。

- (1) 本校の書類選考の要件を満たす者に行う。
- (2) 書類選考、筆記試験および面接を行う。
2. 専科 2 級建築士科は次のとおり定める。
 - (1) 二級建築士受験資格を有する者に行う。
3. 専科 1 級建築士科は次のとおり定める。
 - (1) 一級建築士受験資格を有する者に行う。
 - (2) 二級建築士となる資格を持つ者に行う。

(内部進学)

第 2 条の 2 本校の専科 2 級建築士科を除く学科を卒業し、継続して専科 2 級建築士科または専科 1 級建築士科に進学しようとする者の選考は、入学選考委員会にて定める。

(出願書類)

第 3 条 入学志願書に添付する出願書類等は、次のとおりとする。

- (1) 最終出身学校の卒業証明書または卒業見込証明書
2. 専科 1 級建築士科は前項に加え次の書類を必要とする。
 - (1) 二級建築士であることを証明する文書、または二級建築士試験に合格したことを証明する文書

(入学許可)

第 4 条 校長は、入学選考委員会を経て、第 2 条の入学選考の結果、適当と認めた者に、合格通知書を交付する。

(入学手続)

第5条 合格の通知を受けた者は、合格通知書に記載された期日までに、次の手続きを完了しなければならない。

(1) 入学金および校納金の前期分の納入

(2) 誓約書・身元保証書等の必要書類の提出

2. 第2条の2で規定する内部進学で入学しようとする者は、前項2号の提出を以って入学手続きの完了とする。

(入学決定)

第6条 校長は、期日までに入学手続きを完了した者を入学決定とし、入学決定書を交付する。

(証明書の提出)

第7条 入学決定者で、出願時に最終出身学校の卒業見込証明書を提出した者は、入学式当日までに、最終出身学校の卒業証明書を提出しなければならない。但し、第2条の2に定める内部進学者はこの限りではない。

第3章 学業成績評価

(学業成績評価の基準)

第8条 学業成績の評価は、次のとおりとする。

(1) 学業成績の評価は、日頃の「ミニテスト」「確認テスト」等の試験の成績に平素の学習状況を考慮して決定する。

(2) 各科目の学年末の学業成績評価は、次のとおり行う。ただし、学校内部での学業成績は点数で表し、外部への発表は成績評価で表し不可は発表しない。

成績評価	点数	合否
優	100～80	合格
良	79～70	合格
可	69～60	合格
不可	59～0 (時間不足、未受験を含む)	不合格

(3) 学年において、各科目の出席時間数が出席すべき時間数の3分の2に達しないときは、その科目の評価をしない。なお、出席すべき時間数とは、予定時間数または実施時間数の多い方とする。

第4章 出欠席

(届出の手続き)

第9条 学生が次の事由により欠席するときは、所定の届書にこれを証明する書類を添付し、事後1週間以内に提出しなければならない。

(1) 病気・事故、その他やむを得ないとき。

- (2) 交通機関の事故等本人の責に属さないとき。
 - (3) 本人・同居人が、法定伝染病にかかったとき。
 - (4) 慶事・忌引によるとき。
 - (5) 火災・風水害・その他天災地変に遭ったとき。
 - (6) 就職試験を受験するとき。
2. 出席として扱わない欠席であって届出をしているものは、その状況を加味して学業成績評価を行う。

(出欠席の基準)

第10条 出欠席の基準は、次のとおりとする。

- (1) 各時限において、受講していない時間が30分以上の場合は、欠席とする。
- (2) 各時限において、欠席すると、その科目について2時間の欠席とする。
- (3) 欠席時間数に換算される遅刻・早退の回数は、4回で2時間の欠席とする。
- (4) 出欠席日数は、指導要録の「出欠の記録」の要領による。

(公欠の扱い)

第11条 学生が次の事由により欠席した場合は、認定されたものに限り公欠として出席とみなす。但し急を要する場合を除き、事前に手続を終えている事を要する。

- (1) 就職試験によるとき
 - ①届書の手続きが完了していること。
 - ②試験日の当日とする。
- ④ 遠隔地におもむくときは、往復の日数を加えることができる。
- ⑤ 5社庁までとし、会社訪問も適用する。ただしクラス担任の指導のもと、校長が認めた時はこの限りでない。

(出席の扱い)

第12条 学生が次の事由により欠席した場合は、認定されたものに限り出席とみなす。

- (1) 慶事

1) 本人が結婚するとき	5日
2) 兄弟姉妹が結婚するとき	1日
3) 親が再婚するとき	1日
 - (2) 忌引

1) 父母	7日
2) 兄弟姉妹・祖父母	3日
3) おじ・おば・曾祖父母	1日
 - (3) 火災・その他天災にかかった場合、10日以内の必要な日数
 - (4) 伝染病予防のため就学を禁止された場合医師の認めた期間
 - (5) 慶事・忌引等の場合の遠隔地におもむくときは、往復の日数を加えることができる。
2. 交通機関のストライキ、風水害等に起因にする延着または運行中止であって校長が認定したもので、所定の申請用紙に証明書類を添えて申請し許可を受けたもの。
3. その他、担任が特別な事情であると認める場合であって校長の許可を受けたもの。

第5章 卒業

(卒業判定の基準)

第13条 卒業の基準は、次のとおりとする。

- (1) 定められた教育課程を修得しなければ卒業することができない。
- (2) 出席日数が、出席すべき日数の3分の2に達しない場合は、卒業することができない。

(再入学)

第13条の2 第13条およびその他に定める卒業基準を満たし卒業した者の再入学は認めない。

第6章 退学

(退学)

第14条 自己都合による退学者に対する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、クラス担任に相談の上、保証人等および本人が連署した所定の退学願に医師の診断書等これを証する書類を添付して、校長に提出しなければならない。
- (2) 校長は、前号の事由が正当であると認めたときは、退学を許可する。

第7章 手数料

(手数料等)

第15条 各種の手数料は、次のとおりとする。

摘要	手数料	備考
校納金の滞納	3,000円	
学生証再発行	1,000円	
学籍関係証明書	200円	(1通)
推薦書	200円	(1通)
名札再発行	300円	
パスワード再発行	200円	

第8章 願書・届書

(願書・届書事項)

第16条 願い・届けの事由が発生したときは、速やかに所定の願書・届書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(1) 所定の用紙は、次項に定める提出先で交付する。

(2) 各願・届書は、校長宛とし、提出先を経て、提出するものとする。

2. 各種の願書・届書は、次のとおりとし、事務局に提出する。

	種類	備考
届書	学生・保証人等住所等変更届	
願書	各種書類等申請願	各種証明書発行、学割証 名札・学生証の再発行等
	施設・設備・備品使用願	
	校納金分納・延納願	
	就職進学活動届 就職進学活動報告書・公欠申請書	オンライン申請で受け付ける。事前に提出した活動届と報告書が揃ったときに公欠の審査を行う。

第9章 学生自治会

第17条 学生の民主的な自治精神の涵養と善美な校風の刷新を計り、あわせて人格の向上をはかるため、本校に学生自治会をおく。

2. 本校生は、全員本会に入会しなければならない。

3. 本会会則は、全会員の意志によってこれを定め、校長の承認を得て効力を発する。

4. 本会に顧問1名をおく。顧問は副校長が就任する。

附 則

第18条 この細則は、平成11年4月1日から実施する。

1. 平成15年4月1日 一部改正

2. 平成30年4月1日 一部改正

3. 令和 2年4月1日 一部改正

4. 令和 3年4月1日 一部改正

◇学則施行細則関連規定等

学生規程

(目的)

- 第1条 本校生は自己の目的と学生としての自覚を堅持し、有意義な学生生活を送り、優秀な技術者となるため、また、集団生活の秩序を確立するために本規定を守らなければならない。
2. 本校の教育目的・教育方針・実践綱領を理解し、その実践に努める。
 3. 明朗・公正で礼節を守り、人格の形成に努める。
 4. 学園が、真の教育の場となるよう互譲協和に努める。

(服装)

- 第2条 服装は、身体の保護のみでなく、個人の品位・人格等を表現するものであるから、清潔・端正にして本校生としてふさわしいものでなければならない。
2. 下駄、スケートボードその他騒音を発するもの、あるいは、学生として不適当と認められるものを着用してはならない。

(学生証)

- 第3条 学生証は交付を受け、これを常に携帯しなければならない。
2. 携帯していないときは、本校施設・設備を利用することができない。また、通学証明その他学籍証明書等の交付を受けることができない。
 3. 校務の必要上、本校の教職員から学生証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
 4. 学生証を紛失したときは、直ちに所定の紛失届・学生証再発行願を提出し、再交付を受けなければならない。
 5. 卒業・退学その他本校の学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。
 6. その有効期限を修業年限の期間とする。なお、修業年限の期間を超える者は、1年更新とする。
 7. その他、学生証に記載された事項は、厳守しなければならない。

- 第3条の2 名札は交付を受け、これを学内において常に着用しなくてはならない。

2. 前条2項、5項および7項を本条においても準用する。
3. 名札を携帯していない者の取り扱い 次の各号のとおりとする。
 - (1) 名札を紛失、破損、汚損等の理由で使用できなくなったときは事務局で直ちに所定の再交付願および手数料を収め、再交付を受けなくてはならない。
 - (2) 事務局にて仮名札の貸与を受け、当日の学修活動を終えた後、すみやかに事務局に返納すること。ただし、同月内に3回貸与を受けた者は、紛失したとみなし、再交付の手続きを受けなくてはならない。

(学校設備・施設の取扱い)

第4条 設備・器具等は、丁寧に取扱い、破損・紛失等のないよう、各自留意しなければならない。

2. 万一破損等した場合は、直ちに関係教職員に届け出てその指示を受け、弁償その他適当な処置をしなければならない。

(団体・集会・行事・印刷物)

第5条 次の事項については、所定の手続きをし、副校長の許可を受けなければならない。

- (1) 団体を結成しようとするとき。
- (2) 団体の規約・会則・あるいは届出事項に変更が生じたとき。
- (3) 団体を解散したとき。
- (4) 学校内外において集会を催すとき。
- (5) 本校の学生・教職員または一般人を対象とした拠金をするとき。
- (6) 校内で物品販売、冊子・新聞等の発行、ポスターの掲示、ビラの配布等をするとき。
- (7) クラス・クラブ等で合宿・旅行等をする場合は、関係教職員を経て、届けなければならない。

(通学定期・学生割引証)

第6条 通学定期の利用区間は、自宅最寄り駅から本校最寄り駅までの最短経路とする。

2. 学生割引証の発行は、年間6枚までとする。
3. 次のような不正行為は、一切行ってはならない。不正行為が発覚したときは、懲戒処分を受ける。
 - (1) 他人に貸与すること。
 - (2) 中間無札乗車
 - (3) 学生証の不携帯
 - (4) 無断乗り越し
 - (5) 通用期間後の使用
 - (6) 通用期間・区間の改変、その他の不正行為また、交通機関から本人に対する罰金は勿論、学校が通学定期・学生割引証の発行停止、指定取消処分を受けることがある。

(自動車・バイク通学)

第7条 自動車・バイクによる通学は、禁止する。

2. 違反者は、懲戒処分を受け、通学証明書・学生割引証の発行を禁止する。

(非常時の休講)

第8条 気象警報・交通機関の停止等非常時の休講について

第1本科は、午前6時において、暴風警報または特別警報が、大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州、阪神のいずれかに発令されている場合は、その日の授業をすべて休講とする。また特別警報の発令においては、いかなる警報であっても休講とする。

2. 交通機関のストライキについて

第1本科は、午前6時において、阪神電車のストライキが実施されている場合は、その日の授業をすべて休講とする。

3. 第2本科においては、午後4時の時点で、第1本科に準じる。

4. その他、気象警報・交通機関のストライキ・事故等で通学できなかった場合は、後日速やかに所定の手続きをし、副校長の許可を得ること。

(健康診断)

第9条 常に公衆衛生に注意し、進んで身体の健全な発達に努めなければならない。

2. 毎年度1回実施する健康診断は、必ず受診しなければならない。

3. 健康診断は聖授会総合健診センターが実施する。

(カウンセリング)

第10条 一身上の悩み・不安・対人関係等の問題については、クラス担任は勿論、学生相談室で相談し、適切な助言を求め、安定した学校生活を送るよう努めなければならない。

2. 相談内容等は、一切極秘とし、他にもらさない。

(その他注意事項)

第11条 教職員・学生の連絡先等に対する学校への問い合わせは、一切応じない。

2. 保証人等以外からの電話による学生の呼出は、取りつがない。

3. 学内および学校周辺は禁煙とする。

表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、学則第17条に基づき表彰に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、原則として卒業者とし、学業成績優秀者およびその他の部門で、特に優秀な成績を修めた者または特に顕著な功績のあった者に対し行う。

(表彰の種目等)

第3条 表彰の種目・対象学科・人数等は、次のとおりとする。

種目	人数	推薦部署
学 校 長 賞	1	全科
大 阪 府 知 事 賞	1	全科
職業教育・キャリア教育財団表彰	2	全科
土 木 教 育 賞	1	C・F科
日 本 建 築 協 会 会 長 賞	2	A・B・D・R・N
全国工業専門学校協会会長賞	2	全科
大阪府建築士会会長賞	2	A・B・D・R・N
大阪府建築士事務所協会会長賞	2	A・B・D・R・N
日本建築家協会 近畿支部長賞	1	A・B・D・R・N
日本建築材料協会優秀学生賞	1	A・B・D・R・N
商業施設技術者団体連合会会長賞	1	A・B・D・R・N
イ ン テ リ ア 優 秀 学 生 賞	1	A・B・D・R・N
大 阪 造 園 業 協 会 会 長 賞	1	G
大阪府専修学校各種学校連合会会長賞	2	全科
修 成 学 園 修 友 会 会 長 賞	数名	全科
功 労 賞	該当者	全科

(注意) 対象学科で、昼とは第1本科を、夜とは第2本科を示す。また特に顕著な功績のあった者については、この表によらず表彰することがある。

アルファベット表記はそれぞれ、A (昼)建築学科、B 建築CGデザイン学科・建築デジタルデザイン学科、D 空間デザイン学科、R 住環境リノベーション学科・建築施工学科、C 土木工学科、F 建設エンジニア学科、G ガーデンデザイン学科、N (夜) 建築学科・建築デザイン学科を示す。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、原則として卒業式当日とする。

(選考の基準)

第5条 各賞の選考の基準は、次のとおりとする。

(1) 学業成績優秀賞

修業年限を通算して、次の事項の全部に該当すること。

- 1) 業成績評価の必修科目平均点が85点以上あること。
- 2) 業成績評価において、60点未満の必修科目がないこと。
- 3) 欠席日数が合計20日以内であること。
- 4) 遅刻・早退回数について、第1本科は、4回で1日欠席、第2本科は、6回で1日欠席として、ある程度情状酌量する。
- 5) 他の範であること。

(2) 功労賞

修業年限を通算して、特に顕著な功績のあった者

(表彰の対象除外)

第6条 次の事項の一つに該当する者は、表彰の対象除外者とする。

- (1) 学則施行細則第15条に定める「既修得単位の認定」を受けた者
- (2) 学業成績評価が、追試験の結果で評価された者、ただし、功労賞は、この限りではない。

(記念品の贈呈)

第7条 各賞の受賞者には、記念品を贈呈する。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者の決定は、表彰選考委員会の議を経て、校長が行う。

2. 特定分野に限定される賞においては、各科会において被推薦者をあらかじめ決定し、各賞選考委員会に提出する。

(表彰選考委員会)

第9条 表彰選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 副校長
- (2) 各科長
- (3) 事務局長
- (4) 関係教職員

2. 表彰選考委員会の議長は、副校長とし、出席委員の過半数を以て議決する。

懲戒規程

(目的)

第1条 この規定は、学則18条に定めるものの他、懲戒に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒)

第2条 本校の諸規則等に違反または学生としての本分に反する行為をした者は、科長・事務局長会議または副校長が招集した教職員による会議の議を経て、校長が懲戒する。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、譴責・停学・除籍および放學とする。

(譴責)

第4条 譴責は、始末書を取り、校長または副校長が将来を訓戒することとし、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 故意に学校の設備・施設等を破損した者または許可なく使用した者。
- (2) 学習態度が悪く、授業を妨害する者。
- (3) その他威力行為等著しく他人に迷惑を及ぼした者。

(停学)

第5条 停学は、原則として自宅において謹慎学習し、所定の反省記録を提出させることとし、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 他人に暴力を振るった者または脅迫行為を行った者。
- (2) 学則その他規定に反した者または学生の本分に反した者。
- (3) 本校生としての品位を汚した者または本校の名誉を傷つけた者。

(除籍)

第6条 除籍は、学籍からその身分を抹消することとし、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 校納金の滞納者。
- (2) 休学期間を超えてなお修学できない者。
- (3) 入学から卒業までの在学期間が6年をこえてなお修学できない者。
- (4) 死亡または行方不明の者。
- (5) その他成業の見込みがないと認められる者。

2. 除籍処分となった者の証明等の事務は行わない。

(放學)

第7条 放學は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 第5条の各号に該当する者のうち、その程度の顕著な者。
- (2) 懲戒を受けても、なお性行等の改善されない者。

2. 放学処分となった者の証明等の事務は行わない。

(関連規定等)

第8条 懲戒に関連する規定は、次のとおりとする。

- (1) 校納金に関する懲戒は、校納金規定で定める。
- (2) 試験に関する懲戒は、施行細則で定める。
- (3) 奨学金に関する罰則は、学生奨励奨学金規定で定める。
- (4) 聴講に関する罰則は、聴講規定で定める。
- (5) 図書に関する罰則は、図書閲覧規定で定める。
- (6) 施設・設備・備品に関する罰則は、施設・設備・備品利用規定で定める。
- (7) 通学に関する罰則は、学生規定で定める。
- (8) 修成建設専門学校緊急奨学金に関する罰則は、修成建設専門学校緊急奨学金規定で定める。
- (9) 特待生制度に関する罰則は、特待生制度規定で定める。

2. 罰則は、前項に挙げたもののほか、各規定に定めがある場合は当該規定に従うものとする。

修成建設専門学校再入学に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、修成建設専門学校学則施行細則Ⅰ第8条に基づき、再入学の取り扱いについて必要な事項を定める。

（再入学の資格）

第2条 再入学の出願資格を有するものは、次の各号の一に該当する者で、修成建設専門学校を退学した者または除籍された者とする。

（1）学則施行細則Ⅰ第25条の規定に従い退学した者

（2）学則施行細則関連規定 懲戒規定第6条第1号により除籍された者で、未納校納金を完納した者

2. 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。

（1）学則施行細則関連規定 懲戒規定第6条第2号から第4号により除籍に処された者

（2）学則施行細則関連規定 懲戒規定第7条により放學に処された者

（学籍の取扱）

第2条の2 前条1項二号の規定により再入学する者の従前の学籍は、退学したものとして取り扱う。この場合において、当該学籍の退学日は除籍処分の日とする。

2. 再入学後の学籍は、新たな学籍を作成するものとする。

（再入学時校納金等）

第3条 再入学をしようとする者は、入学金および該当学年に定められた校納金を指定期日までに納付しなければならない。

（再入学を出願できる学科）

第4条 再入学を出願できる学科は、原則として、在学時に所属していた学科とする。ただし、当該学科（分野）の名称等が変更されている場合は、当該学科を継承している学科（分野）とする。

（再入学学年）

第5条 再入学を許可された者は、原則として、退学時または除籍時の学年に編入するものとする。

（既修得単位の認定及び卒業要件）

第6条 再入学者の、退学または除籍以前の修得単位は、再入学後審議のうえ、その一部または全部を卒業に必要な単位として認めることができる。

（修業年限）

第7条 再入学者の修業年限は、退学または除籍前の在学年数を差し引いた年数とする。

(出願書類)

第8条 本学の各学部にて再入学を志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 再入学願書(指定様式)
- (2) 在学中の成績証明書もしくはそれに代わるもの
- (3) その他本学が指定する書類

校納金規程

(目的)

第1条 この規定は、学則19条に基づき、校納金等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(校納金等)

第2条 校納金とは、入学金・授業料・施設設備維持費および後援会費・学生会費・修友会費をいう。

2. 前項の校納金のほか教育上必要ある費用を徴収することがある。

(校納金の金額・期限)

第3条 校納金の每期納付金額および期限は、次の表のとおりとする。

2. 校納金の金額は、原則として学生の入学年度に適用している学則に基づくものとする。但し、復学生及び原級生等はこの限りではない。

校納金表

卒業年次（後期）に別途「修友会費23,000円」を徴収する。

第1本科（昼）

単位：円

		年一括	年2回		年4回			
		年間	前期	後期	前期1	前期2	後期1	後期2
1 年 次	納入期	入学時	入学時	9月	入学時	7月	9月	12月
	入学金	100,000	100,000		100,000			
	授業料	1,050,000	525,000	525,000	262,500	262,500	262,500	262,500
	施設設備維持費	50,000	50,000		50,000			
	後援会費	35,000	35,000		35,000			
	学生会費	5,000	5,000		5,000			
	合計	1,240,000	715,000	525,000	452,500	262,500	262,500	262,500
2 年 次	納入期	5月	5月	9月	5月	7月	9月	12月
	授業料	1,050,000	525,000	525,000	262,500	262,500	262,500	262,500
	施設設備維持費	50,000	50,000		50,000			
	後援会費	35,000	35,000		35,000			
	学生会費	5,000	5,000		5,000			
	合計	1,140,000	615,000	525,000	352,500	262,500	262,500	262,500

第2本科（夜）

単位：円

		年一括	年2回		年4回			
		年間	前期	後期	前期1	前期2	後期1	後期2
1 年次	納入期	入学時	入学時	9月	入学時	7月	9月	12月
	入学金	70,000	70,000		70,000			
	授業料	500,000	250,000	250,000	125,000	125,000	125,000	125,000
	施設設備維持費	30,000	30,000		30,000			
	後援会費	23,000	23,000		23,000			
	学生会費	2,000	2,000		2,000			
	合計	625,000	375,000	250,000	250,000	125,000	125,000	125,000
	納入期	5月	5月	9月	5月	7月	9月	12月
2 年次	授業料	500,000	250,000	250,000	125,000	125,000	125,000	125,000
	施設設備維持費	30,000	30,000		30,000			
	後援会費	23,000	23,000		23,000			
	学生会費	2,000	2,000		2,000			
	合計	555,000	305,000	250,000	180,000	125,000	125,000	125,000

第1本科（昼）専科2級建築士科

単位：円

		年一括	年2回		年4回			
		年間	前期	後期	前期1	前期2	前期3	後期
1 年次	納入期	入学時	入学時	9月	入学時	7月	9月	12月
	入学金	120,000	120,000		120,000			
	授業料	750,000	500,000	250,000	170,000	165,000	165,000	250,000
	施設設備維持費	50,000	50,000		50,000			
	後援会費	35,000	35,000		35,000			
	学生会費	5,000	5,000		5,000			
	合計	960,000	710,000	250,000	380,000	165,000	165,000	250,000

第1本科（昼）専科1級建築士科

単位：円

		年一括	年2回		年4回			
		年間	前期	後期	前期1	前期2	後期1	後期2
1 年次	納入期	入学時	入学時	9月	入学時	7月	9月	12月
	入学金	120,000	120,000		120,000			
	授業料	850,000	500,000	350,000	250,000	250,000	175,000	175,000
	施設設備維持費	50,000	50,000		50,000			
	後援会費	35,000	35,000		35,000			
	学生会費	5,000	5,000		5,000			
	合計	1,060,000	710,000	350,000	460,000	250,000	175,000	175,000

(校納金の納入)

第4条 校納金は、前条の校納金表のとおり、所定の金額を期限までに納入しなければならない。

2. 校納金の未納者は、卒業および進級を認めない。

(学籍異動者の校納金の適用)

第5条 留年・復学等で、学籍が異動した者の校納金は、新年度に定める校納金表を適用する。

(分納・延納)

第6条 不慮の事故または災害等、真にやむを得ない事由があるときは、校納金の分納または延納を認めることがある。

2. 留年生のうち科目受講生の分納または延納は認めない。

3. 校納金の分納・延納を願い出る者は、保証人等および本人が連署した所定の分納願書または延納願書を所定の納入期限前に提出して、校長の許可を得なければならない。

4. 特別の分納は、原則として次表のとおりとする。

前期分	分割回数	第1回	第2回	第3回
	納入期限	5月	7月	8月
後期分	分割回数	第1回	第2回	第3回
	納入期限	9月	12月	1月

5. 特別の延納は、原則として次表のとおりとする。

前期分	納入期限	7月
後期分	納入期限	12月

(滞納督促)

第7条 校納金を所定の期限までに納入しない者には、滞納の督促をする。

2. 校長は、督促文書に明記された期日までに納入しない者に対し、滞納停学を命ずることができる。

3. 校長は、滞納停学通知書に明記された期日までに納入しない者に対し、その期日の翌日をもって除籍を命ずることができる。

(入学辞退者の校納金)

第8条 入学辞退者に対する既納の校納金の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 入学辞退を3月31日(休日等の場合はその前日)までに願い出た場合は、入学金を除く校納金を返金する。

(2) やむを得ない理由(病気や怪我等で就学が困難になった場合)によりAO入試合格者が入学を辞退する場合、継続的指導を受講した者は、第1号にかかわらず、30,000円の継続的指導料を納めなければならない。

(3) 返金に要する諸費用は、入学辞退者が負担する。

(休学者の校納金)

第9条 休学者に対する校納金納入に関する取扱いは、次のとおりとする。但し専科2級建築士科および専科1級建築士科を除く。

- (1) 休学を4月30日までに願い出た者の休学期間が、学年全期にわたるときは、その学年の校納金を免除する。
- (2) 休学を9月30日までに願い出た者の休学期間が、学年度末までのときは、後期の校納金を免除する。
- (3) 1号、2号以外の休学者に対しては、校納金は免除しない。

(退学者の校納金)

第10条 退学者に対する校納金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 学年の前期(4月～9月)期間内に退学した場合は、納入された後期(10月～3月)にあたる校納金は返金する。
- (2) 退学を願い出た日の属する学期(前期または後期)の校納金が未納であった場合は、納入回数にかかわらず、その学期(前期または後期)の校納金を全額納入しなければならない。
- (3) 学校長は2号の校納金を納入しない者に除籍を命ずることができる。

(復学者の校納金)

第11条 復学者に対する校納金納入に関する取扱いは、次のとおりとする。但し専科2級建築士科および専科1級建築士科を除く。

- (1) 年度内に復学する者は、復学した学年度の未納校納金を納入しなければならない。

(留年者の校納金)

第12条 留年者に対する校納金納入に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 原級生の校納金は、校納金全額とする。
- (2) 科目受講生の校納金は、校納金全額に次表の百分率を乗じた額とする。また、不認定科目数の計算は、学年度の延べ不認定科目数とする。

不認定科目数	1～3	4～6	7～9
百分率	20	40	60

- (3) 1号・2号の校納金全額とは、修友会費を除いた金額をいう。
- (4) 留年生の定義は学則施行細則I第22条で定める。

(私費留学生に対する校納金)

第13条 私費留学生については、該当校納金について次のとおり取扱う。

- (1) 入学金・授業料については別に定め、私費留学生の学校案内資料として公表する。
- (2) 後援会費・学生会費・修友会費については、日本人学生と同一の金額とする。

(専科２級・１級建築士の学科試験または製図試験不合格者に対する校納金)

第１４条 専科２級・１級建築士科において、前期・後期の授業を受講したが当該年度において二級建築士試験に合格できなかった者（学科試験または製図試験不合格）のうち、要件を満たす希望者に対する翌年度校納金を次のとおり取り扱う。

- （１） 翌年度も籍をおく者は、新しい年度の校納金規定を適用する。ただし、管理者会議の承認により校納金を減免することを妨げない。
- （２） 建築士試験が不合格であった翌年度に本規定により学業を継続した者は、その新しい年度の建築士試験が不合格であっても本条を適用しない。

建設業界サポート&キャリアプログラム規程

(目的)

第 1 条 建設業界サポート&キャリアプログラム（以下、サポキャリ）は、建設業界への就職を強く希望する志の高い学生に対し、建設業界の企業が在学中の授業料を貸与することで経済的サポートを担う奨学金制度である。奨学金貸与の選考はサポキャリの趣旨に賛同した企業が行い、授業料の貸与のみならず卒業後のキャリアとして採用内定が得られるプログラムである。

(資格)

第 2 条 サポキャリは、学生が奨学金貸与を希望する企業に対してエントリーを行い、選考の後、合格したものがサポートを受けることができる。エントリー資格がある学生は次のとおり。ただし、課程修了後に就職を希望している者に限る。

- (1) 本校に進学を希望し、期日までに入学手続きを終えた者
 - (2) 本科第 1 学年に在籍する者
 - (3) 専科 2 級建築士科・専科 1 級建築士科に在籍または進学を予定している者
2. 国費外国人留学生の身分を有する者には、エントリーの資格を与えない。

(選考)

第 3 条 サポキャリは選考によって、資格要件及び申請者の人物、健康、学力等を面接、提出書類、エントリーした企業所定の試験等により総合的に審査し決定される。

- (1) 募集時期 1 月下旬までにエントリーシートを提出
- (2) 選考時期 2 月内でエントリーした企業の選考方法に準じて実施する
- (3) 前号のほか、毎年度ごとに各期日を策定し公開するものとする。

(提出書類)

第 4 条 サポキャリの選考を希望する場合は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 建設業界サポート&キャリアプログラムエントリーシート
- (2) 成績に関する書類
- (3) 健康診断書
- (4) その他エントリーした企業が求める書類

(合格)

第 5 条 選考に合格した者に、奨学金として在学中の授業料を貸与する。

- (1) 本規定において、授業料とは学則に定められた本科在学中の授業料のことをいう。
 - (2) 特待生制度・入学前資格等奨励制度により授業料が減免になった場合は、貸与される授業料から同額を控除して貸与される。
 - (3) サポキャリは、学内の貸与型奨学金との併用はできない。ただし、日本学生支援機構（JASSO）奨学金との併用を妨げない。
2. 選考に合格した者は、エントリー企業の採用内定を得ることができる

- (1) 採用内定とは、卒業後エントリーした企業へ就職できることをいう
- (2) 卒業後、企業に就職を決定する意志決定は学生本人にある
- (3) 合格後に勉学を怠る、素行が良くない学生生活を送っているといったサポキャリアの趣旨に反する学生は、企業により採用内定を取り消される場合もある

(合格の決定通知)

第 6 条 校長は、前条によりサポキャリア合格を決定した者に、「建設業界サポート&キャリアプログラム合格決定通知書」を交付する。

(合格通知後の手続き)

第 7 条 合格決定を受けた者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 企業との奨学金貸与における契約書
- (3) 連帯保証人の「印鑑証明書」

(連帯保証人)

第 8 条 連帯保証人は、本人と連帯して返済の責任を負える者とする。

(変更等による届け出)

第 9 条 次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに学校事務局まで届け出なければならない。

- (1) 本人、連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項の変更
 - (2) 休学または退学
2. 連帯保証人の変更は、所定の手続きにより、申請しなければならない。

(停止)

第 10 条 校長は、サポキャリア合格者が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸与を停止することができる。

- (1) 前条に反したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 修学の熱意がないと認められたとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき

(返済)

第 11 条 返済は、卒業後に月々返済するものとし、返済金額・利息・期間は、授業料を貸与した企業との取り決めに準じるものとする。

2. 前条 1 号から 4 号により貸与を停止されたときは、遅滞なく全額を返済しなければならない。

(事務担当部署)

第 12 条 奨学金に関する事務は、事務局が担当する。

付 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1. 令和 5 年 4 月 1 日 一部改定

学生奨励奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人修成学園は、学生奨励・奨学金制度の一貫として奨学基金を設ける。この規定は本法人が設置する学校（以下、本校）に在学する学生で、修学の熱意はあるが経済的理由により修学困難な者に対して授業料を貸与し、教育を受ける機会を与えることを目的とする。

（奨学基金）

第2条 奨学基金は、奨学金制度の運営を目的とした寄付金と将来前条を目的とした寄付金と本法人の拠出金をもって充てる。なお、基金から生ずる法定果実も含むものとする。

（奨学生の資格）

第3条 奨学生の資格は、本校に在籍し、修学の熱意はあるが経済的理由により修学困難な者で、保護者世帯の年間収入が給与所得のみの世帯で（年収）500万円未満、給与所得世帯以外の（所得）300万円未満の者。

2. 国費留学生・私費留学生は、奨学生の資格を与えないものとする。

（貸与額および利息等）

第4条 奨学金の貸与額は、授業料の50%までの範囲内（専科2級建築士科および専科1級建築士科は後期授業料の範囲内）で、貸与を受けようとする者の希望の校納金とする。

ただし、日本学生支援機構奨学金との併用の場合は、収支を鑑み、貸与額に条件を付与することがある。

2. 貸与する奨学金に対しては無利息とする。

（募集）

第5条 奨学生の募集は、各年度の学生の在籍状況に応じて設定し、奨学金募集要項によって公開するものとする。

（校納金の延納措置）

第6条 奨学金選考を願い出た者は、選考結果が判明するまでの間、校納金の延納を認める。

（申請書類）

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- （1）所定の「学生奨励奨学金願書」
- （2）課題作文
- （3）保護者の「所得証明書」（市町村発行）

(連帯保証人)

第8条 採用決定者は、連帯保証人を選任しなければならない。また連帯保証人は、原則父母を選任し、本人と連帯して返済の責任を負える者とする。

(選考)

第9条 奨学生の選考は、次の各号に基づき、修学の熱意および経済的理由等を勘案して、奨学生選考委員会の審査を経て校長が決定する。

- (1) 書類審査
- (2) 面接審査

(採用の決定通知)

第10条 校長は、前条により奨学生として採用を決定した者に、「学生奨励奨学金採用決定通知書」を交付する。

(採用通知後の手続き)

第11条 採用決定を受けた者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生誓約書
- (2) 奨学金連帯保証書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(提出および申請)

第12条 次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに届け出なければならない。

- (1) 本人、連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項の変更
 - (2) 休学または退学
2. 連帯保証人の変更は、所定の手続きにより、申請しなければならない。

(停止)

第13条 校長は、奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸与を停止することができる。

- (1) 前条に反したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 修学の熱意がないと認められたとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき

(返済)

第14条 返済は、卒業または退学後5年以内に分割して行うものとする。ただし、前条1号から3号により貸与を停止されたときは、遅滞なく全額を返済しなければならない。

- 2. 返済は、月払いで、学校指定の方法によるものとする。
- 3. 返済額は、次の計算により得た額とする。
〔毎月の返済額〕＝〔貸与した奨学金の総額〕÷〔返済月数〕

(100円未満の端数が出たときは、1回目の返済分に加える。)

(返済猶予および免除)

- 第15条 校長は、疾病その他正当な事由により奨学金の返済猶予を願い出たときは、相当期間返済を猶予することがある。
2. 専科2級建築士科または専科1級建築士科へ入学した場合は、本科生の時貸与した奨学金の返済を1年間猶予する。ただし、退学または除籍処分になった場合は、処分の確定日の翌月末に一括返済しなければならない。
 3. 休学期間は、返済猶予期間に含むものとする。返済猶予期間を過ぎて返済手続きを行わない場合は、一括返済しなければならない。

(返済遅延者等への措置)

- 第16条 返済遅延者とは、次の各号に該当する者とする。
- (1) 正当な事由なく奨学金の返済をおこたったとき
 - (2) 第13条の第1号から第3号により奨学金の貸与を停止されたとき
 - (3) この規定に反し、奨学金の返済意志がないと認めたとき
2. 校長は、前項に該当する者に対して、次の各号に掲げる措置をすることがある。
- (1) 前項第1号のとき 返済期日の翌日から催告した日までの期間、年5%（年365日の日割）の延滞料を徴収する。
 - (2) 前項第2号のとき 貸与した奨学金全額を返還させる。
 - (3) 前項第3号のとき
 - ①大阪地方裁判所において返済請求を行う。
 - ②卒業を取り消す。

(事務)

- 第17条 本規定に定める奨学金貸与に関する事務は、事務局が行う。

(読替規定)

- 第18条 令和2年度以前について、本規定中の学生奨励奨学金は「創立110周年記念奨学金」と読み替えるものとする。

付則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

2. 平成12年8月20日 一部改正
3. 平成14年4月1日 一部改正
4. 平成20年4月1日 一部改正
5. 平成22年4月1日 一部改正
6. 平成23年4月1日 一部改正
7. 平成29年4月1日 一部改正
8. 令和3年4月1日 一部改正
9. 令和7年4月1日 一部改正

修成建設専門学校緊急奨学金規程

(目的)

第1条 学業継続の意志が強固であるにもかかわらず、主たる家計支持者の死亡、疾病、失業または災害等による家計急変その他経済的理由により校納金の支弁等に支障を生じたときに、校納金の一部を貸与することにより学業を継続させることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この制度による奨学金の貸与は、在学中に1回を原則とし、既に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者で、在学中に生じた家計急変を理由に学業継続が困難であるものを対象とする。

2. 当該年度で学生奨励奨学金の貸与を受けている者は、応募することができない。

(緊急奨学金の額)

第3条 緊急奨学金の額は、当該学期に納入すべき授業料を上限とする。

(給付方法)

第4条 緊急奨学金の給付方法は、それぞれの納期において納入予定の授業料等を既に納入したものとして取り扱う。

(申請書類)

第5条 緊急奨学金の給付を希望する者は、速やかに次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 緊急奨学金願書
- (2) 家庭の収入及び資産状態についての証明書
- (3) 家計の急変を証明する書類
- (4) その他事務局が提出を求める書類、証明書

(連帯保証人)

第6条 採用決定者は、連帯保証人を選任しなければならない。また連帯保証人は、原則父母を選任し、本人と連帯して返済の責任を負える者とする。

(選考)

第7条 緊急奨学生の選考は、次の各号に基づき、修学の熱意および経済的理由等を勘案して、奨学生選考委員会の審査を経て校長が決定する。

- (1) 書類審査
- (2) 面接審査

(採用)

第8条 緊急奨学生の採用は、科長・事務局長会の議を経て校長が決定する。

2. 校長は、前項の審査結果をふまえて理事長に申請し、承認を得るものとする。

(採用通知後の手続き)

第9条 採用決定を受けた者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生誓約書
- (2) 奨学金連帯保証書
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 奨学金借用書
- (5) 返済明細書

(提出および申請)

第10条 次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに届け出なければならない。

- (1) 本人、連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項の変更
- (2) 休学または退学

2. 連帯保証人の変更は、所定の手続きにより、申請しなければならない。

(停止)

第11条 校長は、奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の貸与を停止することができる。

- (1) 休学または退学したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 修学の熱意がないと認められたとき
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき

(奨学金の返還)

第12条 緊急奨学生が卒業した場合は、翌日から起算して、2ヶ月を経過した5年以内の期間に奨学金を返還しなければならない。返還年賦額は、別に定める返還年賦額表による。

2. 退学または除籍処分等、課程を修了せずに学籍を離れたときは、学籍を離れた月の翌月末に貸与された額を一括で返済しなければならない。

(返済猶予および免除)

第13条 校長は、疾病その他正当な事由により奨学金の返済猶予を願い出たときは、相当期間返済を猶予することがある。

2. 専科2級建築士科へ入学した場合は、本科生のとき貸与した奨学金の返済を1年間猶予する。ただし、退学または除籍処分になった場合は、おのおの確定日の翌月末に一括返済しなければならない。
3. 休学期間は、返済猶予期間に含むものとする。返済猶予期間を過ぎて返済手続きを行わない場合は、一括返済しなければならない。

(緊急奨学金の無利息)

第14条 緊急奨学金は、無利息で貸与する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、科長・事務局長会議の議を経るものとする。

(読替)

第16条 令和2年度以前の制度については学生奨励奨学金を創立110周年記念奨学金と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成31年4月1日 一部改正
3. 令和3年4月1日 一部改正
4. 令和7年4月1日 一部改正

特待生制度規程

（目的）

第1条 この規定は、本校の学生で、特に優秀な能力を有するものと認められる者（以下、「特待生」という。）に対して、授業料を免除して勉学意欲向上のため優遇措置を行うことを目的とする。

（特待生の資格）

第2条 特待生の資格は、次のとおりとする。

（1）在校生

- 1) 指定コンクール等において受賞した者
- 2) 前年次の学業成績において特に優秀な能力を有すると認められる者

2. 国費留学生は、特待生の資格を与えないものとする。

（優遇措置等）

第3条 特待生の優遇措置は、学業成績または能力に応じて、授業料を免除する。

指定コンクール等において受賞した場合は年間授業料の100%までの範囲内、在校生で前年次の学業成績において特に優秀な能力を有すると認められた場合は年間授業料の10%を免除する。

2. 特待生の期間は1年間とする。ただし、次年度再選により更新することがある。
3. 複数の指定コンクール等において受賞した場合においても免除額は年間授業料の100%を最大とする。

（受付）

第4条 特待生の受付は、各年度の学生の在籍状況に応じて設定し、奨学金募集要項によって公開するものとする。

（提出書類）

第5条 指定コンクール等において受賞した者が特待生を受けようとする場合は、次の書類を提出しなければならない。

- 1) 所定の「特待生願書」
- 2) 「指定コンクール等」においての賞状の写し
- 3) コンセプト

（選考）

第6条 特待生の選考は次の各号に基づき、修学の熱意等を勘案して、特待生選考委員会の審査を経て校長が決定する。

指定コンクール等において受賞した者

- 1) 作品審査
- 2) 面接審査

前年次の学業成績優秀者

書類選考

(採用の決定通知)

第7条 校長は、前条により特待生として採用を決定した者に、「特待生採用決定通知書」を交付する。

(採用通知後の手続き)

第8条 採用決定を受けた者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特待生誓約書
- (2) 減免確認書

(届出)

第9条 次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに、届け出なければならない。

- (1) 本人の氏名・住所その他重要な事項の変更
- (2) 休学または退学

(停止)

第10条 校長は、特待生が、次の各号の一に該当するときは、特待生を停止することができる。

- (1) 前条に反するとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 修学の熱意がないと認められたとき
- (4) 対象基準が消滅したとき

(納入義務)

第11条 前条により特待生を停止された者は、校納金について、納入義務を負う。

(その他)

第12条 特待生として卒業した場合は、在学中の作品（学校外の諸団体主催コンペ等を含む）・本人の顔写真等について、学校が広報活動等に利用することに同意するものとする。

(事務)

第13条 特待生に関する事務は、事務局が担当する。

付 則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

⋮
(省略)
⋮

- 5. 平成29年4月1日一部改正
- 6. 平成30年4月1日一部改正
- 7. 令和 5年4月1日一部改正
- 8. 令和 7年4月1日一部改正

修成建設専門学校資格取得奨励金制度規程

（趣旨）

第1条 この規程は、修成建設専門学校（以下「本校」という。）の学生が在学中における資格取得の奨励を促し、本校学生の能力、技能向上に資することを目的とした資格取得奨励金制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象資格）

第2条 資格取得奨励金制度における奨励金の支給対象は、別表1に定める資格等のうち、本校在学中にいずれかの資格を取得した学生を対象とする。

2. 別表に記載されていない資格に関しては、科長・事務局長会議にて審議のうえ決定することとする。

（申請方法）

第3条 本校在学中に、前条に規定する資格等を取得した学生は、学校が指定する方法で必要事項を申し出、資格の取得を証する書類を添えて申請するものとする。

（奨励制度の支給額）

第4条 資格取得奨励金制度における給付額は、資格の合格難易度や本校での取得に向けたサポート体制などを総合的に考慮したうえで、別表1に定める。

（支給の時期）

第5条 資格取得奨励金の支給時期は、毎年2回の（3月・10月）とする。

（事務）

第6条 資格取得奨励金に関する受付業務は、事務局が行うものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、科長・事務局長会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1. 令和5年4月1日 一部改正

別表 1

資格	支給額
1 級【建築・土木・造園】施工管理技術検定(一次)	¥5,000
1 級【建築・土木・造園】施工管理技術検定(二次)	¥10,000
2 級【建築・土木・造園】施工管理技術検定(一次)	¥2,000
2 級【建築・土木・造園】施工管理技術検定(二次)	¥3,000
インテリアプランナー (学科)	¥5,000
インテリアプランナー (製図)	¥5,000
インテリアコーディネーター	¥10,000
商業施設士	¥5,000
インテリアデザイン技能検定	¥1,000
リビングスタイリスト 1 級	¥5,000
リビングスタイリスト 2 級	¥2,000
キッチンスペシャリスト	¥3,000
2 級エクステリアプランナー	¥2,000
パース検定 1 級	¥5,000
パース検定 2 級	¥3,000
カラーコーディネーター アドバンス	¥3,000
カラーコーディネーター スタンダード	¥2,000
福祉住環境コーディネーター検定試験 1 級	¥10,000
福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級	¥3,000
福祉住環境コーディネーター検定試験 3 級	¥2,000
Space Designer 検定試験 (Expert)	¥10,000
建築 CAD 検定 2 級	¥5,000
建築 CAD 検定 3 級	¥2,000
技術士補	¥10,000
大工技能士 3 級	¥2,000
左官技能士 3 級	¥2,000
造園技能士 2 級	¥10,000
造園技能士 3 級	¥2,000
測量士	¥10,000
測量士補	¥2,000
移動式クレーン運転士免許	¥3,000
管理業務主任者	¥5,000
建設業経理 2 級	¥3,000
建設業経理 3 級	¥2,000
宅地建物取引士	¥10,000
マンション管理士	¥10,000
賃貸不動産経営管理士	¥5,000
ファイナンシャルプランナー 2 級	¥3,000
日本語能力検定試験 N1 ※留学生のみ	¥3,000

ビジネス能力検定2級	¥2,000
------------	--------

聴講規程

(専科 2 級建築士科・専科 1 級建築士科は除く)

(目的)

第 1 条 この規定は、本校の聴講に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(聴講)

第 2 条 聴講とは、当該課程の総単位数の 2 分の 1 以下の範囲で、特定の科目だけを受講することをいう。

(資格)

第 3 条 聴講は、第 1 本科生は第 2 本科の、第 2 本科生は第 1 本科の受講を原則とする。

(条件)

第 4 条 聴講に伴う単位の認定・その他資格等は一切認めない。

2. 実験・実習科目の聴講は、一切認めない。

(手続き)

第 5 条 聴講を希望する者は、クラス担任に相談の上、受講科目・講義担当者名・受講クラス名等を、所定の聴講願書に記入の上、校長の許可を得なければならない。

(許可)

第 6 条 校長は、前項の事由が正当であると認めたときは、聴講を許可する。

(受講料)

第 7 条 聴講が許可された者は、手数料と次の受講料を事務局に納入しなければならない。

(1) 受講料

1) 在校生

当該年度の校納金×(受講週時間数/当該学科の総週時間数)×1/2

2) 卒業生

当該年度の校納金×(受講週時間数/当該学科の総週時間数)

(2) 受講料は、許可後受講開始するまでに納入しなければならない。

(聴講許可書)

第 8 条 受講料を納入した者には、聴講許可書を発行する。

2. 受講するときは、聴講許可書を携帯し、本校の教職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(心得)

第 9 条 教室内では、静粛にし、他の学生に迷惑になることは慎むこと。

(罰則)

第 10 条 この規定に違反した者は、聴講を取り消す。

施設・設備・備品利用規程

（目的）

第1条 この規程は、学校の施設・設備（以下「設備」という）・備品の利用および貸出に関する事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 クラス・学生自治会活動等に使用するもので、関係教職員の承認を受けたもの。
2. 自主学習等で教室を利用するもので、関係教職員の承認を受けたもの。

（利用時間）

第3条 前条2項における場合、教室等設備の利用可能時間は次のとおりとする。
（1）平日の場合 … 午後8時30分まで入室を許可し、午後9時00分に施錠する
（2）土曜日の場合 … 午後6時30分まで入室を許可し、午後7時00分に施錠する
（3）長期休暇 … 午後6時30分まで入室を許可し、午後7時00分に施錠する
2. 次の各号の一に該当する場合、前項の規程を適用しない。
（1）指導担当教職員の監督のもと指導を受けるとき
（2）第2本科生であって、担当教職員の許可を受けた者

（貸出申込）

第4条 貸出希望者は、事務局が定める所定の方法および様式にて願い出なければならぬ。

（許可）

第5条 副校長または事務局長が前条の願いが適当であると認めたときは、貸出を許可する。

（弁済）

第6条 設備・備品を、汚損・破損・紛失したときは、次のとおりとする。
（1）備品を紛失したときは、代金を弁償するか同一備品を返済しなければならない。
（2）設備・備品を汚損・破損したときはその程度に応じて弁償しなければならない。

（遵守事項）

第7条 貸出の許可を受けた者は、次の事項を遵守すること。
（1）貸出備品は転貸や、目的以外に使用しないこと。
（2）騒音または大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
（3）所定の場所以外への出入りや、承認を受けた以外の備品を使用しないこと。

- (4) 火災・爆発その他危険を生じるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 設備・備品は、責任をもって管理すること。

(罰則)

第8条 遵守事項に違反したときは、貸出を停止する。

- 2. 備品を貸出期間内に返却しないときは、備品の代金を請求する。以後処理をしないときは、懲戒規定を適用する。

(制限)

第9条 貸出期間中であっても急な学校行事・業務が入ったときは、使用を制限する。

(原状回復)

第10条 設備の使用後は、関係教職員の指示に従って現状に戻すこと。

図書閲覧規定

(目的)

第1条 この規定は、図書の利用に関する事項を定めることを目的とする。

(利用時間・制限)

第2条 図書の利用は、次のとおりとする。

(1) 利用時間

施設・設備・備品利用規定第2条2項および第3条を準用する。

(2) 本校の休業日は、利用できない。

(3) 次の場合は、制限する場合がある。

①春休み・夏休み・冬休み等休校期間中

②図書の整理期間中

(心得)

第3条 図書の利用心得は、次のとおりとする。

(1) 所持品・外套等は、持ち込まないこと。

(2) 学生証は、必ず携帯すること。

(3) 閲覧後の図書は、元の位置に正しく戻すこと。

(4) 図書を愛護し、破損したり、汚したりしないこと。

(貸出の手続き)

第4条 図書貸出の手続きは、次のとおりとする。

(1) 貸出希望図書を事務局に提出し、所定の手続きを受けなければならない。

(2) 貸出冊数は、3冊以内とする。

(3) 貸出期間は、2週間以内とする。

(4) 退学その他本校の学籍を離れたときは、直ちに返却しなければならない。

(5) 貸出図書を他人に貸してはならない。

(6) 辞書・総合図番・雑誌(最新号)・文献(「禁貸出」のラベルのあるもの)等は、貸出を禁止する。

(罰則)

第5条 罰則は、次のとおり行う。

(1) 紛失したときは、図書の代金を弁償するか、または、同一図書を返済しなければならない。

(2) 汚損・破損等したときは、その程度に応じて、弁償しなければならない。

(3) 著しい違反等した者には、図書の利用を禁止する。

(4) 貸出期間内に返却しないときは、督促し、なお返却しないときは、図書の代金を請求する。請求を受けてからなお返金等しないときは、懲戒処分を受け、通学証明書・学生割引証および学籍証明書・卒業証書の発行を停止する。

別科規程

(目的)

第1条 この規定は、学則21条に基づき、別科に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(受講料等)

第2条 受講料とは、別表1に定める講習会等の受講費用をいう。

2. 前項の受講料のほか講習会実施に必要な教材費等を徴収することがある。
3. 前項の教材費は、講習会募集時に募集媒体に明示するものとする。

(受講料の金額)

第3条 受講料の納付金額は、別表1のとおりとする。

(受講料の納入)

第4条 受講料は、受講希望者の申込から2週間以内に納入するものとする。ただし、募集媒体に別に定めるときはこの限りではない。

2. 納入の方法は、募集媒体で明示するものとする。

(講習時間)

第5条 各講習会の始業および終業の時間は別表3のとおりとする。

2. 前項の規定によらず、オンラインまたはオンデマンド講習会は指定した期間の間に視聴し、受講するものとする。

(教育課程)

第6条 各講習会の教育課程は別表4に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、科長・事務局長会議の議を経るものとする。

附則

この規定は令和5年4月1日から施行する。

1. 令和6年3月1日 一部改正

別表 1

※ 消費税を含む

講座名	受講料 (在校生・卒業生)	受講料 (一般)
二級建築士 学科試験対策講習会	¥110,000	¥231,000
二級建築士 製図試験対策講習会	¥99,000	¥143,000
一級施工管理技術検定 一次検定対策講座	¥16,500	¥143,000
一級施工管理技術検定 二次検定対策講座	¥10,000	¥22,000
二級施工管理技術検定 一次検定対策講座	¥11,000	¥110,000
二級施工管理技術検定 二次検定対策講座	¥10,000	¥22,000
福祉住環境コーディネーター検定対策講座	¥5,500	¥33,000
カラーコーディネーター検定対策講座	¥5,500	¥33,000
宅地建物取引士資格試験対策講座	¥5,500	¥55,000
ドローン講習会	¥330,000	¥330,000
BIM 講習会	—	¥165,000
プレゼンテーション講習会	—	¥88,000
建設 DX 講習会	—	¥110,000

別表 2

講座名	修業年限	総定員	総時間数
二級建築士 学科試験対策講習会	6 か月	80 名	153 時間
二級建築士 製図試験対策講習会	3 ヶ月	80 名	56 時間
一級施工管理技術検定 一次検定対策講座	1 か月	80 名	30 時間
一級施工管理技術検定 二次検定対策講座	1 か月	20 名	15 時間
二級施工管理技術検定 一次検定対策講座	1 か月	80 名	30 時間
二級施工管理技術検定 二次検定対策講座	1 か月	20 名	15 時間
福祉住環境コーディネーター検定対策講座	3 ヶ月	80 名	30 時間
カラーコーディネーター検定対策講座	1 か月	40 名	30 時間
宅地建物取引士資格試験対策講座	3 ヶ月	80 名	50 時間
ドローン講習会	3 日	10 名	15 時間
BIM 講習会	1 か月	40 名	30 時間
プレゼンテーション講習会	1 か月	40 名	15 時間
建設 DX 講習会	1 か月	80 名	30 時間

別表 3

◆ 二級建築士 学科試験対策講習会

	科目	時間数
学科	建築計画	31
	建築法規	38
	建築構造	37
	建築施工	31
	模擬試験	16
	合計	153

◆ 二級建築士 製図試験対策講習会

	科目	時間数
製図	講義、実習と添削	42
	模擬試験、講義	7
	直前対策	7
	合計	56

◆ 福祉住環境コーディネーター検定 試験対策講習会

	科目	時間数
学科	ガイダンス・模擬試験	6
	福祉分野	6
	医療分野	9
	建築分野	6
	福祉用具分野	3
	合計	30

◆ カラーコーディネーター検定 試験対策講習会

	科目	時間数
学科	生活と色の効用	8
	色を自在に操る方法	6
	きれいな配色を作る	6
	色を美しく見せるマジック	4
	背景色を上手に使って色の見えを変えてみよう	3
	色で売上をアップするために	3
	合計	30

◆ 宅地建物取引士 試験対策講習会

	科目	時間数
学科	総則	8
	民法	8
	関連法規	8
	宅建業法	10
	税法	8
	行政法規	8
	合計	50

◆ (1・2級) 施工管理技術検定 一次検定対策講座

	科目	時間数
学科対策	建設学一般	5
	各種工事	10
	施工管理法	10
	法規	5
	合計	30

◆ (1・2級) 施工管理技術検定 二次検定対策講座

	科目	時間数
記述対策	記述基礎	2
	法令	2
	事例研究	4
	記述添削	2
	合計	10

◆ ドローン講習会

	科目	時間数
ドローン 講習会	法規	3
	航空システム	4
	運行管理・リスク管理	3
	実技実習	5
	合計	15

◆ B I M講習会

	科目	時間数
BIM 講習会	BIM 基礎概論	2
	実技実習（作図）	20
	各種ソフトウェア連携	4
	データ管理手法	4
	合計	30

◆ プレゼンテーション講習会

	科目	時間数
プレゼン テーショ ン講習会	デジタルプレゼン基礎	2
	ツール類基礎実習	5
	制作実習	5
	プレゼンテーション	3
	合計	15

◆ 建設DX講習会

	科目	時間数
建設 DX 講習会	DX 基礎概論	3
	情報工学基礎	5
	手法・企画立案	5
	管理運営、リスクマネジメント	5
	関連法規	5
	DX 化実習	7
	合計	30

自己点検自己評価に関する規程

（設 置）

第1条 修成建設専門学校学則第4条第2項の規定に基づき、自己点検・評価活動に関し必要な事項を審議実施するため、修成建設専門学校自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価結果の公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価結果の外部評価に関すること。
- (5) その他、自己点検・評価に関し必要なこと。

（組 織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 正副学科長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
2. 委員会に委員長及び副委員長を置く。

（任 期）

第4条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第5条 委員長は、校長とし副委員長は委員長の指名による。

2. 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
3. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（専門委員会）

第6条 委員会に必要に応じて自己点検・評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

2. 専門委員会の構成、委員の任期等の事項は、必要に応じて委員会が定める。

（委員会への報告）

第7条 専門委員会委員長は、審議した事項について委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事 務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(報 告)

第10条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告しなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて委員会が定める。

附 則

この規定は平成25年 4月 1日から施行する。

◇外部組織会則

修成建設専門学校後援会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、修成建設専門学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を修成建設専門学校（以下「学校」という。）に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校の公共性を高めその発展充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 福祉を増進するために行う事業。
- (2) 民主的教育に理解を深め、これを発展させるために行う事業。
- (3) 学校の教育環境を整備充実し、教育の振興に寄与するために行う事業。
- (4) 会員と学校との連絡を緊密にするために行う事業。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員本校在学生の保証人等。
- (2) 賛助会員本校の教育を理解し、本会の趣旨に賛同する者。
- (3) 特別会員本校の理事長、校長、副校長および科局長以上の教職員。

(入会)

第6条 正会員は、本校への入学をもって入会とする。

2. 賛助会員の入会は、役員会が決定する。

(会費)

第7条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、第1本科学生1人年額3万5千円、第2本科学生1人年額

- 2万3千円を全期、2期、4期のいずれかで納入する。
- (2) 賛助会員・特別会員の会費は、不要とする。

(退会)

第8条 会員は、第5条に規定する資格を欠いたときは退会となる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名～2名
- (3) 理 事 10名～15名
- (4) 幹 事 2名

(役員を選任)

第10条 本会の役員は、総会において全会員の中から選任する。

- 2. 会長および副会長は、理事の互選によって選任する。
- 3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第11条 本会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはあらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会を組織し、会務を執行する。
- (4) 監事は、次の職務を行う。
 - 1) 本会の財産の状況を監査すること。
 - 2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - 3) 財産の状況または業務の執行について、会則に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、役員会に総会の開催を請求し、総会に報告することができる。

(任期)

第12条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2. 補欠の役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会および役員会とする。

- 2. 総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は全会員をもって構成する。

2. 役員会は、会長、副会長、理事および監事をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の決定。

(2) 事業報告および収支決算の承認。

(3) その他、本会の運営に関する重要事項。

2. 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他、会務の執行に関すること。

(開催)

第16条 通常総会は、毎年6月に開催する。但し行事予定等の都合で実施が難しい場合はこの限りではない。

2. 臨時総会は、次の各号の1に該当するときに、1か月以内に会長が招集する。

(1) 役員会が必要と認めたとき。

(2) 監事から会議の目的たる事項を示して、請求があったとき。

3. 役員会は、定時に開催する他、会長が必要と認めたとき会長がこれを招集する。

4. 会議をするには、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項並びに日時および場所を指定して、開催日の7日前までに文書を持って通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2. 役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第20条 やむをえない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席者に委任して、その議決権を行使す

ることができる。

2. 前項の場合においては、第18条の規定については、出席したものとみなす。

第5章 会計

(運営)

第21条 本会の事業は、会費および寄付金その他をもってこれを行う。

(予算および決算)

第22条 本会の収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、監事の監査を経てこれを総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 雑則

(細則)

第24条 この会則の施行に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1. この会則は、平成19年5月19日から施行する。

2. 令和元年6月1日 一部改訂

修成学園修友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を修友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を修成建設専門学校内に置く。

2. この会は役員会の議決を経て各地に支部を置くことができる。

3. 支部に分会を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の技術の向上と親睦を計り、会員相互に協力して各会員の発展に資するとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するために必要な各種の事業を行う。

第3章 会員および役員

(会員)

第5条 本会は次の各学校卒業生ならびに修成建設専門学校の教職員およびその退職者で、本会の趣旨に賛成するものをもって会員とする。

大阪修成学校・修成工学校・修成工業学校・修成高等学校・修成中学校・修成工業専修学校・修成建設専門学校および各校通信教育部卒業の希望者

第6条 本会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 前条の学校の卒業生

(2) 賛助会員 前記各学校の教職員であった者および現在の教職員

(退会)

第7条 会員の退会は自由に認めるものとする。ただし、既納会費は返還しない。

(除名)

第8条 他の会員に迷惑をかけた者、および会員として体面を汚したと認めた者は、総会の決議により退会させることとする。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

顧問 若干名、相談役 若干名、会長 1名、副会長 若干名、会計 1～2名、
監査 1～2名、幹事 若干名

(役員の選任)

第10条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 役員は総会において選出する。(各地方支部長は除く)
- (2) 会長、副会長は役員会が互選によって選出する。
- (3) 顧問は学園理事長・校長、母校の前教職員、前会長等の中から役員会が推薦し総会において選出する。
- (4) 相談役は役員およびOB・OGの中から役員会が推薦し総会において選出する

(役員の職務)

第11条 各役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監査は会計を監査し、総会に報告するものとする。
- (4) 会計は会計事務を掌る。
- (5) 幹事は会務について各委員会を構成し、それぞれ業務を分担する。
- (6) 各委員会は本会諸事業の企画および年次計画の立案ならびに、事業の推進を掌る。
- (7) 事務局は本会の庶務を掌り、総会および役員会、その他本会の活動状況を記録保管する。
- (8) 支部長は支部を代表し支部の会務を執行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会、役員会および集会

(総会)

第13条 総会は全会員で構成する。

2. 総会は年次総会、臨時総会とする。

- (1) 年次総会は毎年1回開くものとする。
- (2) 臨時総会は会員1/3以上の要求があった場合および会長が必要と認めた場合に開催する。
- (3) 総会は本会の最高決議機関とする。
- (4) 総会は次の事項を決議する。
 - 1) 会則の変更
 - 2) 役員会において必要と認めた事項
 - 3) 会員からの提案事項

- (6) 総会は会長が招集し、その議長となる。
- (6) 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (7) 第4項イ号に関する議事については出席者の2/3以上の同意を必要とする。

(役員会)

第14条 本会に役員会を置く。

(2) 役員会は総会に代り次の事項を決議する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および収支決算
- 3) その他緊急を要する重要事項

(3) 役員会の構成は次の通りとする。

顧問・相談役・会長・副会長・幹事・監査・会計

(4) 役員会は毎年2回以上開催するものとする。

(5) 役員会は会長が招集し、その議長となる。

(6) 役員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(7) 役員会の議決事項は総会において報告する。

(集会)

第15条 各クラス会、同期卒業生会、その他必要に応じて開催することができる。

(委員会)

第16条 この会は、事業の執行上必要に応じて委員会を設けることができる。

第5章 会費および経費

(経費の支弁)

第17条 この会の経費は永久会費、寄付金およびその他の収入で支弁する。

第18条 本会の会員は、細則に定める永久会費を前納しなければならない。

(経理)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の経理は会計監査を経てこれを役員会に報告承認を求めるものとする。

第6章 雑則

(事務局の設置)

第21条 この会に事務局を設け、専従職員を置くことができる。

(細則の制定)

第22条 この会則の施行について必要な規定は、役員会が細則で定める。

付 則

1. この会則は昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 昭和 5 9 年 5 月 2 7 日 一部改定
3. 昭和 6 0 年 5 月 2 6 日 一部改定
4. 平成 4 年 5 月 3 1 日 一部改定
5. 平成 1 1 年 5 月 3 0 日 一部改定
6. 平成 1 7 年 5 月 2 9 日 一部改定
7. 平成 2 2 年 5 月 3 0 日 一部改定
8. 平成 2 8 年 5 月 2 9 日 一部改定
9. 平成 2 9 年 5 月 2 0 日 一部改定
- 1 0. 平成 3 0 年 5 月 2 6 日 一部改定

修 友 会 細 則

第 1 章 支部

- 第 1 条 会員有志の申し出による地域に於いて支部を設置することができる。
支部を設置するには発起人を定め支部規定案を添えて本会に支部設置の要求をしなければならない。
- 第 2 条 支部は原則として一都道府県に一支部とする
- 第 3 条 支部地域に居住する会員は、その支部に属するものとする。
- 第 4 条 支部の会務はその支部規定によって、之を執行する。
2. 支部規定及びその変更は支部総会の議決でこれを定め本部役員会の承認を経てその効力を生ずる。
- 第 5 条 支部規定には支部に関する事項を記載しなければならない。
(1) 名称
(2) 事務所の所在地
(3) 地域
(4) 事業
(5) 総会及び役員会に関する事項
(6) 役員の選任及び権限に関する事項
(7) その他必要な事項
- 第 6 条 支部の経費は支部交付金、支部事業より生ずる収入及び其の他の収入でこれを支弁する。
- 第 7 条 支部は毎年 3 月末日までに次年度の予算、事業計画書、前年度の事業ならびに決算報告書を本会に提出し役員会の承認を得なければならない。

第 2 章 本部

- 第 8 条 会則第 4 章第 1 6 条の規定により下記委員会を設置する。
(1) 総務委員会
(2) 企画運営委員会
(3) 支部委員会
(4) 女性部委員会
(5) 組織委員会
1) 樟（くすのき）の会 50 歳以上の男性会員
2) 皐月（さつき）の会 50 歳未満の男性会員および全女性会員
両会共、該当年齢に達した翌年度からの適用とする。
(6) 学生支援委員会
(7) 記念事業委員会

付 則

1. この会則は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 5 4 年 1 1 月 3 日一部改定

⋮

(省略)

平成 2 2 年 5 月 3 0 日一部改定

平成 2 9 年 5 月 2 0 日一部改定

平成 3 0 年 5 月 2 6 日一部改定

◇概要

1. 沿革

1910・明治43年	大阪修成学校創立。
1934・昭和9年	室戸台風で校舎全壊、休校。
1937・昭和12年	修成工学校として再建。
1946・昭和21年	修成工業学校に昇格。
1948・昭和23年	修成高等学校・中学校を設置。
1951・昭和26年	修成高等学校・中学校廃校・大阪レントゲン技術専門学校設置。
1953・昭和28年	大阪レントゲン技術専門学校休校。
1954・昭和29年	修成工業専修学校として再建。
1955・昭和30年	昼間部に土木科と建築科を設置。
1961・昭和36年	修成建設専門学校に校名変更。
1967・昭和42年	準学校法人修成学園を設立。
1971・昭和46年	工業教育35周年記念式典を挙げる。
1976・昭和51年	専修学校制度による専門学校となる。
1979・昭和54年	学校法人修成学園に名称変更。
1980・昭和55年	創立70周年・修友会結成40周年式典を合同で挙げる。
1984・昭和59年	大阪建築士事務所協会が後援団体に。
1986・昭和61年	女子建築設計科設置。
1989・平成元年	青垣研修センター(青垣キャンパス)完成。
1990・平成2年	緑の学科設置。 創立80周年・修友会結成50周年式典を合同で挙げる。
1991・平成3年	文部省特定研究指定校となる。総合教室管理システム導入。
1993・平成5年	生涯教育課を設置。
1995・平成7年	平成6年度の卒業生から専門士の称号が与えられる。
1997・平成9年	免震構造の新校舎完成。
1999・平成11年	専科2級建築士科設置。
2000・平成12年	創立90周年・修友会結成60周年記念式典を合同で挙げる。
2001・平成13年	女子建築設計科を建築CGデザイン学科に名称変更。 緑の学科をガーデンデザイン学科に名称変更。 CG教育校に認定。
2004・平成16年	空間デザイン学科設置。
2005・平成17年	木匠学科設置・建築デュアルシステム科設置。
2007・平成19年	建設エンジニア学科新設 別科大学通信教育課程併修科2級建築士・学士コース新設。

2008・平成 20 年	創立 100 周年記念事業公開講座実施。
2010・平成 22 年	創立 100 周年・修友会結成 70 周年記念式典を合同で挙げる。
2013・平成 25 年	住環境リノベーション学科を新設。
2014・平成 26 年	職業実践専門課程に認定される。
2016・平成 28 年	修成堀江ラボ開設。
2019・令和 元年	創立 110 周年記念事業 公開講座・こどもカレッジ事業を実施。
2020・令和 2 年	創立 110 周年・修友会結成 80 周年を迎える。
2021・令和 3 年	専科 1 級建築士科を新設。 産学連携、奨学制度の一環として建設業界サポート&キャリアプログラム設置。
2022・令和 4 年	TEAM EXPO 2025 共創パートナー登録
2024・令和 6 年	建築CGデザイン学科を建築デジタルデザイン学科に、住環境リノベーション学科を建築施工学科に名称変更。
2025・令和 7 年	第2本科（夜）建築学科を第2本科（夜）建築・デザイン学科に名称変更。

2. 校歌

修成建設専門学校校歌



1. ゆうゆうながれ るー よ どー がわ のー

2. きじゅつをーきわ めー み ちー おさ めー

みなもにー はえ るー お おー さか にー

こうなるー ひび をー ゆ めー にみ てー

ちせー い は ぐく みー しんー りし るー わか

つどー える われらー いまー ここ にー にち

きー われら のー ひ と み あ りー しゅう

やー はげみ てー う み し ら ずー しゅう

せいー しゅう せいー きぼう にもえ てー い き た か

ころざ したか くー ゆ う ひ せ

しー

んー

一、悠々流れる淀川の
水面に映える大阪に
知性育み心理知る
若き我等の瞳あり
修成 修成

二、希望に燃えて意気高し
技術をきわめ道修め
功成る日々を夢に見て
集える我等今ここに
日夜励みて倦み知らず
修成 修成

志高く雄飛せん